

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業 入札説明書等に関する(第1回)質問と回答

| No. | 書類名 | 項目番号 | ページ | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|------------|-----|----------------------------|--|---|
| 1 | 入札説明書 | (用語の定義) | | 協力会社 | 【協力会社】を「構成員以外のもので、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定しているもの」と定義されていますが、参加表明書に記載されていない会社は、事業者から直接業務を受託または請け負うことができないことになりませんか。 | そのとおりです。 |
| 2 | 入札説明書 | 2(1)5(ウ) | 2 | 事業範囲 | ①関連機関等の協議とありますが、関連機関とはどのような団体を指すのでしょうか。②またSPCの行う業務は申請手続きの支援であり、協議は貴市の業務という理解でよろしいでしょうか。③事業者の事由により補助金額が交付されない場合がリスク分担に記載がありますが、具体的にはどのようなことを想定されていますでしょうか。 | ①防衛省北海道防衛局を想定しています。 ②そのとおりです。 ③事業者の設計・建設工事等の瑕疵により本事業の一部または全部が補助対象とされない場合等が想定されます。 |
| 3 | 入札説明書 | 2(1)5(コ) | 2 | 事業範囲 | ①市がお考えになっている近隣対応の範囲をご教示頂きたい。②またここでいう近隣対応は、入札説明書別添1共通事項の周辺住民などへの対応のうち、No.2記載事項という理解でよろしいでしょうか。その場合、リスク分担としては貴市のリスク分担となっているので、事業者側のリスクではないという理解でよろしいでしょうか。 | ①施設設置に係る住民合意の取得は市が実施します。施設建設に関する住民説明は事業者が実施します。 ②そのとおりです。 |
| 4 | 入札説明書 | 2(1)10)11) | 4 | 事業期間終了時の措置 事業者の収入に関する事項 | 仮に、運営・維持管理期間が短縮され終了予定日より早く事業が終了した場合、金融機関から融資の一括返済を求められるため、割賦払金についても事業終了時点で残額を一括払いして頂きたいと思いますが、如何でしょうか。 なお、期限前弁済に係るブレイクファンディングコスト等も発生致しますので、併せてお支払い頂く必要がございます。 | 未払いの整備割賦払金の支払方法については一括で支払うことを原則とします。ただし、当該支払日以降の金利は控除します。 また、ブレイクファンディングコスト等については、合理的な範囲内で支払いすることとします。 事業契約書案(案)第59条を訂正します。 |
| 5 | 入札説明書 | 3(1)② | 6 | 立地に関する事項の内、事業用地面積 | 事業用地面積で示されている総面積約10.4haについてご教示ください。 | 追加資料1で提示する範囲としますが、この総面積約10.4haはあくまでも想定する事業用地面積ですので、提案により拡大・縮小は可能です。 |
| 6 | 入札説明書 | 3(1)② | 6 | 立地に関する事項 事業用地面積 | 事業用地面積としての総面積約10.4haの範囲を示していただけますでしょうか。 実施方針に関する質問の回答の項目のno.60に、「総面積約10.4haに該当する用地境界は、入札説明書等で表示します」とありましたが、表示されていませんでした。改めて、よろしく願います。 | No.5の回答を参照して下さい。 |

| | | | | | | |
|----|-------|---------|----|-------------------|---|---|
| 7 | 入札説明書 | 3(2)1) | 7 | 施設の概要・規模 | 害獣についての記載がありませんが、門扉・困障設備工事の参考として、ネズミ、イタチ、アライグマ、北キツネ、ヒグマ、エゾシカなどの出沒についてご教示ください。 | これらの害獣は事業予定地に出沒する可能性はあり、現状では、エゾシカ、キタキツネが確認されていますので、門扉・困障設備工事の参考として下さい。 |
| 8 | 入札説明書 | 3(2)1)④ | 7 | 埋立対象物 | 産業廃棄物のV=12,000tの内訳を教えてください。 ※内訳の内容で、動物残渣又は腐敗が進んでいる動物等が埋められた状態では、ある特定物質の濃度が上がるものと思われ、浸出水の原水濃度の設定が難しくなるものと推測されます。 | 要求水準書(案)質問と回答No.19を参照願います。 また、参考に追加資料2として、平成25年度～平成27年度の処分場搬入実績を提示します。 |
| 9 | 入札説明書 | 3(2)1)④ | 7 | 埋立対象物 | 埋立対象物のサンプルをご提供いただくことは可能でしょうか。 | 協議が必要となりますが、提供は可能です。 |
| 10 | 入札説明書 | 3(2)2) | 8 | 施設の基本方針 | ①表中「基本的事項」の「環境・循環型社会形成に対する考え方」の基本方針「4)埋立対象物の未利用資源等の有効利用等による埋立量の減量化」の目的で、受入廃棄物に含まれる有機物を分別回収し、それを隣接のバイオエネルギーセンターに受け入れていただくことが可能かどうかご教示願います。 ②また可能である場合、附帯事業の目的で、分別した有機物をエネルギーの原料として、バイオエネルギーセンター(または稚内市)に購入して頂くことは可能かどうかご教示願います。 | ①可能です。廃棄物として受け入れることとなるので、処理料金を支払うことが必要となります。 ②バイオエネルギーセンターの事業では、有価物の購入は行っておりません。 |
| 11 | 入札説明書 | 3(3) | 8 | 地元同意の取得に関する事項 | ①「市は、本事業実施についての、地元同意を得る」とありますが、地元同意取得の予定スケジュールを御教唆ください。 ②また地元同意の取得が予定外に伸びた場合、あるいは取得できなかった場合による損害、経費等については市の負担によるものと考えてよろしいでしょうか。 | ①市は当該事業用地を取得しており、また、議会等を通じて施設整備について公表していますが、特に反対意見等は出ていないことから、本市としては地元同意は得られているものと認識しています。 ②そのとおりです。 |
| 12 | 入札説明書 | 4(3)5) | 10 | 参加表明及び参加資格審査書等の受付 | 様式及び添付書類、入札説明書30～31ページに記載の書類の提出はどのような綴じ方をすればよいでしょうか。正本、副本ともにご指示ください。 | 11(2)を参照して下さい。 |
| 13 | 入札説明書 | 4(3)10) | 12 | 入札の辞退 | 入札辞退届を出すことになった場合、代表企業及び構成会社に対してのペナルティは何かあるでしょうか。 | ありません。 |

| | | | | | | |
|----|-------|---------|----|---------------|---|---|
| 14 | 入札説明書 | 4(3)11) | 12 | 入札書及び事業提案書の受付 | <p>「入札保証金は、稚内市契約規則第5条に該当する場合は免除することとする。」とありますが、この規則では、「過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであり、…」とあります。</p> <p>この免除要件を満たすかどうかの確認は、どのように行えばよろしいでしょうか。事前確認のための提出資料等が必要であればご教示ください。</p> | <p>入札保証金の免除要件を満たすかどうかについては、稚内市競争入札参加資格申請時に提出する工事経歴書及び事業経歴書により確認します。本件において対象工事(事業)が確認できない場合には、稚内市契約規則第5条に規定する実績について、事業者が契約書及びその仕様書の写しもしくはコリンズ(テクリス)の提出により、免除を求めることとします。</p> <p>上記書類の提出時期は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時とします。</p> |
| 15 | 入札説明書 | 4(3)11) | 12 | 入札書及び事業提案書の受付 | <p>様式及び添付書類、入札説明書31～34ページに記載の書類の提出はどのような綴じ方をすればよいでしょうか。正本、副本ともにご指示ください。</p> | <p>事業提案書は9部(正本1部・副本8部)を、表紙を付けて1分冊として左側を綴じて下さい。</p> <p>入札説明書11(4)を訂正します。</p> |
| 16 | 入札説明書 | 5(1)1)② | 14 | 入札参加者の構成等 | <p>稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱に基づく指名停止を受けた者は参加することが出来ない。また、16P「5-(1)-3)応募者の参加資格喪失」において、落札者決定前までに5-(1)-1)及び2)の要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。とありますが、上記指名停止要綱の内容の開示をお願い申し上げます。どのような項目において指名停止になるかが不明瞭である場合、参加の可否の判断が出来ません。一般的にPFIにおいて、開示されている情報ですので、ご検討をお願いしたく存じます。</p> | <p>市の事務処理上の内部要綱として取り扱っているため、公表はしていませんが、虚偽記載、過失による粗雑な契約の履行等、契約違反、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた関係者事故、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為のいづれかに該当するときは、指名停止となります。</p> |
| 17 | 入札説明書 | 5(1)1) | 14 | 入札参加者の構成等 | <p>事業範囲に含まれていない業務(FA業務やSPC管理業務)を行う企業が、SPCへ出資をする場合は構成員という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>SPCに出資する企業は全て構成員となります。</p> |
| 18 | 入札説明書 | 5(1)1) | 14 | 入札参加者の構成等 | <p>用語の定義において、協力会社とは「～構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定しているもの」としていますが、事業者(SPC)から構成員に直接業務を受託、又は請負した後、構成員より業務を受託、又は請け負わせる企業(構成員の下請に相当)は協力会社としないと考えてよろしいでしょうか。もしくは、構成員の下請に相当する会社を協力会社とさせて頂いてもよろしいでしょうか。</p> | <p>構成員から業務を受託、又は請け負う者は、協力会社には含まれません。</p> |

| | | | | | | |
|----|-------|---------|----|---------------------|---|--|
| 19 | 入札説明書 | 5(1)1) | 14 | 入札参加者の構成等 | 参加表明書に記載した、「構成員」、「協力会社」以外の企業に、事業者(SPC)から直接業務を委託し、又は請け負わせてもよろしいでしょうか。 | 参加表明書に記載した企業以外に直接業務委託はできません。 |
| 20 | 入札説明書 | 5(1)2) | 15 | 応募者の構成員等の資格等要件 | 事業範囲に含まれていない業務(FA業務やSPC管理業務)を行う企業は、共通の参加資格要件以外に求められる個別の資格はない、との理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 21 | 入札説明書 | 5(1)2)② | 15 | 応募者の参加資格要件 | 「工事監理責任者」および「建築物の工事監理担当者」を配置することとありますが、該当者を選任し、適宜現場監理を実施する(非常駐)という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 22 | 入札説明書 | 5(1)2)④ | 16 | 本施設の維持管理・運営にあたる者の要件 | 平成14年度以降の実績が求められていますが、維持管理・運営業務は長期契約が多く、「(2)応募者の参加資格確認基準日」には業務を完了していない場合があります。平成14年度以前より実施している業務であっても同基準日に継続実施しているものであれば、実績要件を満たすと考えて良いでしょうか。 | 実績要件を満たすものとします。 |
| 23 | 入札説明書 | 5(3) | 16 | 応募者の構成員等の変更 | 参加表明提出後、応募グループの構成員の変更について「やむを得ない事業が生じた場合は、市と協議を行うこととする」とありますが、「やむを得ない事情」とは具体的にどのようなことが想定されますか。御教唆ください。 | 実施方針に関する質問と回答No48を参照して下さい。 |
| 24 | 入札説明書 | 6(5)② | 20 | 入札結果の通知および公表 | 失格要件のうち②において「賄賂・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為～」とありますが、この賄賂・談合等の「等」の範囲についてご教示頂きたく存じます。具体的にはどのような項目が該当するのでしょうか。 | 詐欺、競売入札妨害、補助金適正化法違反などの刑事罰が科せられる行為が相当します。 |
| 25 | 入札説明書 | 8(3) | 24 | 資金調達 | 調達を行わない(フルエクイティ)ことは認められますでしょうか。 または、建設期間のみ調達を行い、運営期間の調達は行わないことは認められますでしょうか。 建設一時金が相当割合を占めるため、フルエクイティでの提案を想定している事業者もあろうと思います。 その場合においても、貴市と金融機関との直接協定が必要であれば締結につきまして金融機関として検討いたします。 | 本事業は、PFI事業のBTO方式により実施することとしています。 |

| | | | | | | |
|----|-------|---------|----|------------------|--|--|
| 26 | 入札説明書 | 8(3) | 24 | 資金調達 | プロジェクトファイナンスによる手法を採用することとありますが、それ以外の提案は認められず評価されないという理解でよろしいでしょうか。(設計・建設期間中に建設一時払金があることもあり、プロジェクトファイナンス以外のローンによる調達や整備割賦払金で建設費用を賄うなどローンによる資金調達を無くす選択肢が考えられるため) | プロジェクトファイナンス以外は不可とします。 |
| 27 | 入札説明書 | 8(4) | 24 | 附帯事業 | 附帯事業の提案は、事業開始後でも行えますでしょうか。 | 附帯事業の提案については、可能な限り当初とします。 事業開始後の提案については、開始後に提案することに至った理由、事業の目的・効果等について、市が確認した上で承諾する場合があります。 |
| 28 | 入札説明書 | 8(5) | 24 | 保険 | 事業者等に求められている保険がありますが、SPCから業務を受託する構成員や協力会社において当該保険に加入することも含めて充足すれば良いという理解でよろしいでしょうか。 | 保険については、事業者の責任及び費用負担において付保するものとします。 |
| 29 | 入札説明書 | 8(7)2) | 25 | 債権の質権設定及び債権の担保提供 | 貴市と事業者との事業契約書をはじめとする、貴市が事業者との契約当事者となる契約について、ファイナンスにおいて担保設定が必要となるものは、貴市のご承諾はいただけますでしょうか。 プロジェクトファイナンスにおいて事業者が締結する関連契約については担保設定(質権または譲渡担保設定+地位譲渡予約権設定)を行います。プロジェクトファイナンスにおいて必要である担保設定はご承諾をお願いしたく存じます。 | 市と金融機関が結ぶ直接協定に基づき、承諾します。 |
| 30 | 入札説明書 | 8(8) | 25 | 土地の使用等 | 事業期間終了措置期間においても土地の使用等にかかる費用については、事業者負担とならないとの理解でよろしいでしょうか(維持管理期間の延長を含む) | そのとおりです。 |
| 31 | 入札説明書 | 8(13)1) | 27 | 国庫補助金等の取り扱い | 防衛省施設整備事業の民生安定施設補助対象事業申請に伴い、防衛省北海道防衛局へのヒアリング参加、及び資料の作成をすることになりますでしょうか。 | No.2の回答を参照して下さい。 |

| | | | | | | |
|----|-------|----------|----|-------------------|--|--|
| 32 | 入札説明書 | 10(2) | 30 | 参加資格審査時の提出書類 | 参加資格審査時の提出書類として、①配置予定技術者届(処分場の設計責任者)②配置予定技術者届(建築物の設計責任者)④配置予定技術者届(工事監理責任者)⑤配置予定技術者届(建築物の工事監理担当者)がありますが、参加資格審査時に上記技術者を確定することは非常に困難です。あくまで予定者とし、変更は可能という理解でよろしいでしょうか。 | 変更は可能とします。ただし、変更した技術者が資格要件を満たしていることが必要です。 |
| 33 | 入札説明書 | 10(2) | 30 | 参加資格審査時の提出書類 | ①②④⑤の配置予定技術者届において複数名の届出を行い、実際の業務においては届出した複数名の中から1名を配置することでも良いかご教示願います。 | 配置予定技術者は1名を位置づけることとします。 |
| 34 | 入札説明書 | 10(2) | 31 | 参加資格審査時の提出書類 | 表の「M」維持管理実績を証明する書類において、維持管理を行う企業が自社で所有する施設で運営管理している場合は、どのような書類を提出すれば良いかご教示願います。 | 自社名が入った一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場の設置許可証写し、維持管理計画書(連絡体制を含む)を添付して下さい。 |
| 35 | 入札説明書 | 10(2) | 30 | 提出書類 | ①関心表明書、構成員間の協定書、保険引き受け確約書等、提案内容を担保する添付書類の提出は可能でしょうか。 ②その場合、様式番号等どのような書式で提出すればよろしいでしょうか。 | 提出書類以外の資料提出は不可とします。ただし、関心表明書は入札説明書10(4)において提出書類として位置づけます。「融資確約書(取得できない場合、関心表明書)」 |
| 36 | 入札説明書 | 10(4) | 32 | 事業提案書 | 各提案書において、様式集のうち「(様式5-2)事業提案書一覧表」に枚数の記載がありません。枚数の制限(例:A4×3枚以内)はあるのでしょうか? | 枚数に制限はありませんが、できる限り簡潔にまとめてください。入札説明書11(1)5を参照して下さい。 |
| 37 | 入札説明書 | 10(4)1)⑥ | 33 | 経営計画に関する提案書 融資確約書 | LOI(関心表明書)での提出は認められますでしょうか。 一般的に入札段階ではLOIの提出となっていることが多いものと存じます。 入札段階において入札提出書類が確定するのは入札期限間近であることが多く、融資確約書が必須となると金融機関は入札確定後のごく短期間において、融資確約を求められることとなります。 また、金融機関はコンソーシアムメンバーではなく、入札前段階で入札提出書類の開示が得られないこと、または、限定的となることもあります。 かかる状況にて融資確約書の提出が困難であることが多いです。 についてはLOI(関心表明書)での提出を認めていただきたく存じます。 | No.35の回答を参照して下さい。 |

| | | | | | | |
|----|-------|----------|----|------------------|---|--|
| 38 | 入札説明書 | 11(1)4) | 35 | 会社名の記入 | 事業提案書には応募企業又は応募グループの代表企業名を記入するとのことですが、その他の企業名(構成員、協力会社、その他事業に関係する企業)についても同様に提案書に表記して良いのでしょうか。 事業提案書は匿名にて作成する必要はなく、企業名の記載は自由という理解でよろしいでしょうか。 | 応募企業又は応募グループの代表企業名とします。 |
| 39 | 入札説明書 | 11(1)5) | 35 | その他事業提案書に関する共通事項 | 提出するDVDまたはCD-ROMは何部(何枚)必要でしょうか。 | 1部提出して下さい。 |
| 40 | 入札説明書 | 11(3)2) | 36 | 入札価格内訳書(様式4-2) | “毎年度の整備・運営委託料を2.0%の割引率で平成29年度の現在価値に換算するとともに、その合計額を算定すること。”とありますが、この2.0%の割引はどのような理由による割引なのかご教授下さい。 | 入札価格による本事業のVFMを平成29年度価格で比較するために2.0%の割引率で現在価値に換算するものとしています。 割引率は、過去の長期国債の平均利率等を参考に設定しています。 |
| 41 | 入札説明書 | 11(4)3)① | 37 | 人件費 | 「各役割の人員数と一人あたりの単価を記入すること」とありますが、一人あたりの単価とは、各役割の人員に対する一人あたりの単価という解釈でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 42 | 入札説明書 | 11(4)4)④ | 38 | 資金計画 その他調達方法 | ①整備割賦払金を金融機関または金融機関のSPCに譲渡する取扱は認められますでしょうか(所謂、債権譲渡・債権流動化)。 ②認められます場合、譲渡にかかる貴市に承諾、債権譲渡要綱の作成はいただけますでしょうか。 建設一時金を国庫補助金及び起債にて年度毎にお支払いいただけるため、(事業者が建設中の建設一時金入金までの調達を必要としない場合で)プロジェクトファイナンスとする場合、ファイナンス金額が少額となることが予想されます。 プロジェクトファイナンスにはSPC維持コスト、リーガルコスト等の金利外のコストが必要となるため、ファイナンス金額が少額となると、金利外のコストも加味した調達コストが割高となります。 債権譲渡の取扱とすることで、金利外のコストを縮小することが可能であるものと存じます。 | ①入札説明書8(7)1)を参照して下さい。 ②市と金融機関が結ぶ直接協定に基づきます。 |

| | | | | | | |
|----|----------------|-------------------|-------|--|---|--|
| 43 | 入札説明書 | 11(4)5)③ | 40 | 運営委託料 | <p>①終了時の措置に関する経費については、原則として毎年度一定額を支払うとされていますが、運営・維持管理期間が短縮され運営委託料が期間短縮により減額されると、貴市からの委託料支払い額では必要な費用が賅えない事態が生じます。(必要費用を10年間の委託料で回収する計画としているためです。)</p> <p>よって、終了時の措置に関する経費については、前述の問題を解消させるために、毎年度一定額による支払いではなく事業者が提案する時期に提案する金額をお支払頂くこととして頂きたく存じます。②なお、本対応が不可とのことであれば、不足額を終了時に一括してお支払い頂く必要があると料思います。</p> | <p>終了時の措置に関する経費は、運営委託料とは別に、終了時の措置業務完了後に一括で支払います。ただし、入札説明書2(1)5)③の本事業終了時の措置に関する業務のうち(エ)、(オ)に係る経費については、終了の措置に関する業務(最大6ヶ月間)が終了するまで毎月支払うこととします。このため、入札時には運営委託料とは別に金額をご提案ください。入札説明書、様式集、事業契約書(案)を修正します。</p> |
| 44 | 入札説明書、事業契約書(案) | 別添1第82条、別紙13、別紙15 | 44 | 1 共通事項 制度関連リスク 法制度(税制度含む)、 (2)消費税及び地方消費税の変動による改定 | <p>①リスク分担表「本事業の施設整備、運営・維持管理に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」(税制度含む)は貴市負担とされていないながら、事業契約書(案)では消費税及び地方消費税を除く他の税制改正による改定は行わないとあり、矛盾していると思料します。</p> <p>②また、事業契約書(案)別紙15に記載の、外形標準課税や上記以外の法令以外の法令変更の場合として新設税の創設については事業者側でコントロールできないことから貴市負担であるべきとの理解ですが、問題ございませんでしょうか。</p> | <p>①別紙15に記載している「本事業に直接関係する法令変更の場合」は第74条第1項の対応となるため、矛盾はないと認識しております。</p> <p>②事業実施に関する法制度変更は市の負担となりますが、それ以外の負担は事業者となります。このことにより、事業者の負担により事業継続が困難となった場合には、74条第2項及び第76条第1項の対応となる場合があります。</p> |
| 45 | 入札説明書 | 別添1、4 | 45 | 運営・維持管理段階 | <p>運営・維持管理期間において、ごみ質や最終処分量が大きく変わることも想定され、運営・維持管理に影響することが考えられます。この場合は事業者ではなく市のリスクと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>ごみ質や処分量の変化は市のリスクとなります。入札説明書別添1リスク分担表に追記します。</p> |
| 46 | 入札説明書 | 別紙1 1(3)2)① | 別紙1-3 | 固定費 | <p>①実施方針に関する質問回答NO. 31でカバー施設の移動費用は固定料金分として支払うとのことでしたので、運営委託料のうち固定費における「ケ. その他必要と考える費用」の項目に計上すればよろしいでしょうか。</p> <p>②また、移動の有無により運営委託料の支払額が変動しますので、事業期間中にわたって運営委託料を一定額に平準化しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>①「イ.補修・機器更新費」で計上して下さい。</p> <p>②運営委託期間に要する費用として平準化します。</p> |

| | | | | | | |
|----|-------|----------------|-----------|--------|---|--|
| 47 | 入札説明書 | 別紙1 1(3)2)② | 別紙 1-4 | 変動費 | 変動費は、「ア.用役費のうち固定費分を控除した費用」と「イ.その他必要と考えられる費用」とありますが、入札説明書の5ページには、変動費として、「埋立作業費、用役費(電気、水道、下水道の基本料金部分を控除した費用)等」とあります。埋立作業費は「イ.その他必要と考えられる費用」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 「埋立作業費」を削除します。 |
| 48 | 入札説明書 | 別紙1 1(3)2)③ | 別紙 1-4 | 算定方法 | ①「③算定方法」は変動費に係る算定方法という理解で宜しいでしょうか。②また、その場合、計画埋立量に埋立単価を乗じて算定することになりますが、事業者が提案する埋立単価は、固定費・変動費を含めた用役費全体に係る埋立単価ではなく、用役費の各変動費に係る埋立単価という理解で宜しいでしょうか。 | ①固定費と変動費の算定方法となります。 ②そのとおりです。 |
| 49 | 入札説明書 | 別紙1 2(1) | 別紙 1-4 | 建設一時払金 | ①建設期間の各年度末に1回ずつ、計4回の支払いとなっておりますが、各年度末ごとに行われる出来高検査という理解でよろしいでしょうか。②また、出来高検査はかかる業務費の支払いベースで計算されるものではないという理解でよろしいでしょうか。 | ①そのとおりです。 ②出来高は、年度毎の内訳書ベースを支払限度額として諸経費を含んだもので実施します。 |
| 50 | 入札説明書 | 別紙1 2(1) | 別紙 1-4 | 建設一時払金 | 原資が国庫補助金、起債いずれの場合でも、別紙1-4に記載されているスケジュールに則り建設一時払金が支払われるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 51 | 入札説明書 | 別紙1 2(2) | 別紙 1-4 | 整備割賦払金 | 整備割賦払金の第1回支払は平成32年度末とのことですが、この支払までの期間は平成32年12月から平成33年3月までの4か月分になり、この期だけ他の期より1ヶ月多いですが、あくまで整備割賦払金40回の支払は元利均等返済方式であり、各支払金額(割賦元金+割賦金利)は同額となる理解でよろしいでしょうか。 | 平成32年度は4ヶ月分、平成42年度最終支払は2ヶ月分となり金額は異なります。 |

| | | | | | | |
|----|-------|-------------|------------------|---------------|--|---|
| 52 | 入札説明書 | 別紙1 2(2) | 別紙 1-4 1-5 | 整備割賦払金 | <p>①施設整備割賦払金の支払方法については、四半期報告の確認を受けた後に請求し請求を受けた日から30日以内に支払うとのことから、割賦払金(第1回:平成32年12月～平成33年2月相当分)の貴市の支払時期は、平成32年度末の四半期報告書(平成32年12月～平成33年3月)の確認を受けた後で無ければ請求出来ない(仮に4月中にモニタリングを終えて速やかに請求をした場合、5月末までにはお支払い頂ける)との理解でしょうか。②また、以後も同様に、割賦払金の支払時期が運營業務のモニタリングの影響を受けるか否かもご教示願います。サービス購入型PFI事業案件の殆どにおいて、施設整備費の割賦払金の支払については運營業務のモニタリングの影響を受けないとの認識ですが、本件においては「整備割賦払金とあわせて運営委託料を支払う」とも示されていることから、モニタリングの影響を受けると読めるためです。もしもそうである場合には、金融機関に対し契約スケジュール通りに返済できなくなる可能性が生じることから、本件に対する金融機関の関心が後ろ向きになるため、修正を要望致します。</p> | <p>①そのとおりです。割賦払金の支払いについては、No.51の回答を参照して下さい。 ②モニタリング終了後に、整備割賦金・運営委託料と併せて支払います。</p> |
| 53 | 入札説明書 | 別紙1 2(3) | 別紙 1-5 1-6 | 運営委託料(固定費の支払) | <p>①別紙1-5記載の変動費については、第1回支払額(平成32年度第3・4四半期合算分)は4ヶ月分(変動調整含む)、第40回支払額(平成42年度第3四半期分)は2ヶ月分(変動調整含む)と読めますが、一方で別紙1-6記載の固定費については、第40回支払額が10・11月分の2ヶ月分となっていることから、固定費の第1回支払額は変動費同様に4ヶ月分をお支払い頂けるとの理解で宜しいのでしょうか。別紙1-5記載の算定式には、1回あたりの運営委託料が10年間の運営委託料を40回で除していることから各回とも均一(3ヶ月分)とも読めるため、別紙1-6表内の記述と矛盾が生じていると思われます。②なお、平成32年12月(第3四半期相当分)だけは第4四半期相当分と併せて四半期報告書を提出するとの理解で宜しいのでしょうか。</p> | <p>①平成32年度は固定費を4ヶ月分支払います。運営委託料算定式を訂正します。 ②そのとおりです。</p> |

| | | | | | | |
|----|-------|-------------|------------------|---------------|--|--|
| 54 | 入札説明書 | 別紙1 2(3) | 別紙 1-6 1-1 | 整備割賦払金 | <p>①整備・運営委託料の支払いイメージ【運営・維持管理期間】の図表内にある設計・建設業務の整備割賦払金の平成32年度に改定と記載があるのは、平成32年12月1日のTSRに基づく基準金利の見直しを意味しているとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②一方で、別紙1-1の表中には「金利変動による改定は実施しない。」とありますが、こちらは上記基準金利の見直し以外に改定はない、即ち割賦金利は10年間固定との理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>①そのとおりです。</p> <p>②そのとおりです。</p> |
| 55 | 入札説明書 | 別紙2 | 別紙 2-1 2-2 | 国庫補助金等の対象費用 | <p>①補助対象事業費は、設計費と工事費用(工事監理費及び産業廃棄物処理費を除く)のみであり、SPC設立費・SPC運営経費・融資組成費用(弁護士費用・金融機関へのフィー・施設整備期間中の借入に対する金利等含む)・契約印紙代は補助対象事業費には含まれない(即ち補助対象外事業費として図表のDに該当する)との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②なお為念ですが、工事監理費及び産業廃棄物の処理に該当する費用も補助対象事業費として認められない費用とのことから、図表のDに該当するとの理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>①工事監理費は補助対象費です。</p> <p>②産業廃棄物処理に該当する費用はDに該当します。</p> |
| 56 | 入札説明書 | 別紙2 | 別紙 2-1 2-2 | 建設一時払金の算定について | <p>建設一時払金(国庫補助金)の対象には、起債対象事業費に係る消費税も含まれますでしょうか。</p> <p>貴市から交付されるものではなく防衛省から交付される補助金であるため、貴市にお伺いすることではないかもしれませんが、もし可能でしたらご教示いただけますと幸甚です。</p> | 消費税は含まれます。 |
| 57 | 入札説明書 | 別紙2 | 別紙 2-1 2-2 | 建設一時払金の算定について | <p>建設一時払金(起債)の対象には、起債対象事業費に係る消費税も含まれますでしょうか。</p> | No.56の回答を参照して下さい。 |
| 58 | 入札説明書 | 別紙2 | 別紙 2-2 | 事業者負担金の対象費用 | <p>設計・工事費用のうち工事監理費及び産業廃棄物の処理に要する費用やSPCの設立・運営等に係る費用の合計が図表のDであるとの理解の上で、図表のCの金額は、単純に補助対象事業費(設計・工事費用)の5%相当額(割賦元本の一部)との理解で宜しいでしょうか。</p> | No.55の回答を参照して下さい。 |
| 59 | 入札説明書 | 別紙2 4(2) | 別紙 2-2 | 算定方法 | <p>『「事業者負担金」は、事業対象外費用、補助対象事業費残の10%~』とありますが、事業対象外費用とあるのは、図表にある補助対象外事業費のことでしょうか。</p> | 「補助対象外費用」の誤りですので訂正します。 |

| | | | | | | |
|----|-------|-------------|-----------|----------|--|---|
| 60 | 入札説明書 | 別紙2 5(1) | 別紙 2-3 | 計算例 | 産業廃棄物除外分は11%と計算されていますが、このパーセンテージを採用して計算すればよろしいでしょうか。それとも事業者の提案等により変動することがありましたらご教示ください。 | 産業廃棄物除外分は11%で計算して下さい。 |
| 61 | 要求水準書 | 第1章 3.(1) | 2 | 事業用地面積 | 資料2に示された赤枠範囲が約5.1haとの前回質疑回答でした。総面積約10.4haについては表示されていません。用地は提案により拡大可能との事ですが、10.4ha以内であればどのような配置や形状でも構わないのでしょうか。 | No.5の回答を参照して下さい。 |
| 62 | 要求水準書 | 第1章 3.(1) | 2 | 事業用地面積 | 事業用地約5.1haについて、提案により拡大・縮小は可能とされていますが、建設可能な最大範囲を御提示ください。また、建設可能な最大面積は、総面積10.4haに該当すると考えてよろしいでしょうか。 | No.5の回答を参照して下さい。 |
| 63 | 要求水準書 | 第1章 3.(2) | 2 | 建設規制等 | 林地開発許可申請書を作成するにあたり、北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課との事前協議を実施していますでしょうか。当該業務から事前協議を行うこととなりますでしょうか。 | 提案によって協議内容が異なるため、整備内容が確定してから事前協議を行うこととなります。 |
| 64 | 要求水準書 | 第1章 4. | 3 | 事業範囲 | 事業用地外であっても、給水設備、排水設備など施設稼働に必要な施設、設備は事業者の費用と責任において整備するとの記載がありますが、事業地外にあっても、いずれも市有地であり、事業者が工事を行うにあたり、支障ないものとしてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 65 | 要求水準書 | 第1章 5.(1) | 4 | 遵守すべき法令等 | 遵守すべき法令等に挙げられている「土壌汚染対策法」について、「実施方針に関する質問と回答」No.35で「土壌汚染対策法に関しては、地歴から土壌汚染対策法に規定する区域に指定されるものとは考えていないため、本市で実施済みの調査はありません。」との記載があります。区域指定されないのであれば、同様に事業者側も同法に基づく調査の実施は見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------|----------|----------------------|--|---|
| 66 | 要求水準書 | 第1章 9. (3) ① | 8 | 記載事項の補足等 | 「要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業遂行のために当然必要と思われるものについては、すべて事業者の費用と責任において補足・完備させるものとする。」とあります。 「実施方針に関する質問と回答」№14において、具体的な項目提示をお願いしましたが、「法令、マニュアル等に照らして実施しなければならないものを想定しています。」との回答でした。 受け取り方によっては片務契約となりますので、入札金額に反映できるように具体的な項目提示を再度お願いいたします。 | 本施設的设计・建設及び運営・維持管理を行う上で必要な事項を明記しておりますが、その他に事業者が本事業を行う上で必要であると思われる設備等を想定しています。 |
| 67 | 要求水準書 | 第1章 11 | 8 | 情報公開 | 情報公開を行うに当たって、稚内市の公式ホームページを活用することは可能ですか。 | 事業者が行う情報公開は、事業者のホームページ等により行って下さい。 |
| 68 | 要求水準書 | 第2章 1. (5) | 9 | 官公署等申請 | 建築物の確認申請について、市でなく民間審査機関に提出することでもよろしいでしょうか。 | 市に提出とします。 |
| 69 | 要求水準書 | 第2章 2. 第3章 | 10,11,14 | 事業者の業務範囲 | 「その他一切の/一切の/必要一切の」業務を行う。といった表現がございしますが、要求水準書や事業契約書において明記されていない業務について、事業者へ実施を求める場合は、実施の可否・追加費用等、都度協議とさせて頂きたく存じますがよろしいでしょうか。 | 業務上必要なものについては、事業者の負担で実施することとなりますので、都度協議は行いません。 |
| 70 | 要求水準書 | 第2章 2. (1) | 10 | 本施設の運転管理 | 埋立廃棄物の中に含まれる資源物について、基本的には分別の責任は廃棄物を搬入しようとする者にあるという認識でよいでしょうか。除去作業が過大になった場合、未使用資源を売却等しない場合は想定されますでしょうか。 | 分別の責任は廃棄物の搬入者となります。 埋立廃棄物中の資源物の利用の実施については提案事項となりますが、埋立量の減容化を計るとともに、最終的な安定化を見据えた埋立に努めてください。 |
| 71 | 要求水準書 | 第2章 2. (4) | 10 | バイオエネルギーセンターへの搬入ごみ受付 | バイオエネルギーセンターへの搬入ごみの車両台数、仕様は実施方針に関する質問と回答のNO.11に記載のとおりと考えてよろしいでしょうか。また、搬入頻度をお教え頂けますでしょうか。 | 車両台数、仕様については実施方針に関する質問と回答No.11の通りです。 搬入頻度については、平均して午前5台、午後6台ですが、搬入車が集中する時間帯はありません。 |
| 72 | 要求水準書 | 第2章 2. (6) | 10 | 環境管理 | 「事業者は周辺環境保全について一切の環境保全業務を行う」とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか、御教唆願います。また市の行う環境保全業務とはどのような内容でしょうか。併せて御教唆願います。 | 騒音、振動、悪臭、水質等目標値を遵守するための運転・管理・測定、施設周辺の美化等が想定されます。また、市が行う環境保全業務は悪臭・騒音・振動・大気汚染に対する調査です。 |

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------|----|-----------------|--|---|
| 73 | 要求水準書 | 第2章 2. (9) | 11 | 附帯事業の運営 | 現施設での附帯事業はどのようなものが行われていますか。御教唆願います。 | 搬入された廃棄物の中から資源として活用できる金属を取り出し、売却しています。 |
| 74 | 要求水準書 | 第3章 1. (1) ④ | 12 | 施設緒元・埋立対象物 | 一般廃棄物のその他一般廃棄物、中間処理残渣について具体的な搬入物をご提示ください。 | 要求水準書(案)質問と回答No.19を参照して下さい。 |
| 75 | 要求水準書 | 第3章 1. (1) ④ | 12 | 施設緒元・埋立対象物 | 『一般廃棄物のその他のごみ』及び『産業廃棄物の動植物性残渣』等については、海岸漂着物(クジラ・トドの死骸、ヒトデ、ごも等の海藻類)や動物系廃棄物(鹿等)など原水水質に寄与するものの搬入もあると考えてよろしいのでしょうか。 | そのとおりです。ただし、大型動物については過去の実績では年60件程度です。 |
| 76 | 要求水準書 | 第3章 1. (1) | 12 | 施設諸元 ④ 埋立対象物 | 家庭系、事業系一般廃棄物について、それぞれの可燃、不燃の割合を御教示ください。 また、その他一般廃棄物は具体的にどのような廃棄物をさしているのでしょうか。 産業廃棄物は汚泥、燃え殻、動植物性残渣となっていますが、その割合を御教示ください。 | 可燃、不燃の割合については把握していません。一般廃棄物については要求水準書(案)質問と回答No.19を参照して下さい。 また、産業廃棄物の割合はNo.8の回答を参照して下さい。 |
| 77 | 要求水準書 | 第3章 1. (1) | 12 | 施設諸元 | 埋立対象物に「中間処理残渣(生ごみバイオガス化処理残渣)」があります。バイオエネルギーから今回の処分場へのアクセスを考えた際、鋭角の丁字路があります。丁字路の半径を大きくとる、あるいは搬入運搬路を新規に設ける等の提案あるいは工事は、本事業の範囲内となりますでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 78 | 要求水準書 | 第3章 1. (1) ④ | 12 | 埋立対象物 | 産業廃棄物(汚泥、燃え殻、動植物性残渣)と記述がありますが、 ・「汚泥」は、下水汚泥を意味するのでしょうか？ ・「動植物性残渣」は、具体的にどのようなもののでしょうか？ | No. 8の回答を参照して下さい。 また、動植物性残渣については、平成28年度まで脱脂粉乳を受け入れていましたが、現在はバイオエネルギーセンターで処理しており、受入れはありません。 |
| 79 | 要求水準書 | 第3章 1. (2) | 13 | 設計・建設範囲 | 計量設備工事には、計量記録を管理・保管するための「記録管理設備」が含まれると考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 80 | 要求水準書 | 第3章 1. (2) ⑧ | 13 | 浸出水処理設備工事 | 浸出水処理施設について必要な諸室(例えば会議室等)を、ご教示願います。 | 全て提案事項となります。 参考までに、基本設計では浸出水処理について必要な諸室を想定していません。 |

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------|----|----------------------|--|---|
| 81 | 要求水準書 | 第3章 1. (2) ⑧ | 13 | 浸出水処理設備工事 | 見学者はバスで来場すると思われますが、駐車場が、現処分場であれば利用(兼用)することは可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 82 | 要求水準書 | 第3章 1. (5) ② | 15 | 建設の基本条件 | 事業用予定地へのアクセスは、既存施設と一部共有してはありますが、工事専用道路を別途設けることは可能でしょうか。 | 現施設へ支障が無い限り可能です。 |
| 83 | 要求水準書 | 第3章 1. (4) ③ | 15 | 設計の基本条件 | 本施設への車両等の搬入出入口は、今回の事業範囲の境界にある現時点で整備されている舗装道路の端部との認識でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 84 | 要求水準書 | 第3章 1. (4) ⑤ | 15 | 設計の基本条件 | 資料6にある公共下水道施設までのルート土地は稚内市様の所有の土地との解釈でよろしいでしょうか。御教唆ください。 | そのとおりです。 |
| 85 | 要求水準書 | 第3章 1. (4) ⑥ | 15 | 掘削土の覆土材流用 | 掘削土は覆土材等に活用することとありますが、即日覆土・中間覆土・最終覆土に求められる透水性等の性状はそれぞれ異なります。標準案において、掘削土は即日覆土・中間覆土・最終覆土のいずれにもそのまま流用可能な性状であるとの考え方でよろしいでしょうか。 | 掘削土の性状にもよりますが、使用可能なものは使用し、可能な限り残土を発生させないとの趣旨です。 |
| 86 | 要求水準書 | 第3章 1. (5) ④ | 16 | 建設の基本条件 | 準備工として行う測量として、最低限必要とされる内容・項目があれば、ご提示ください。 | 提案内容により最低限必要とされる内容が異なりますので、事業者の判断となります。 |
| 87 | 要求水準書 | 第3章 1. (6) ① | 16 | (6)ユーティリティ条件 ① 電気 | 電気の引き込み条件で、新設引き込み、既設構内第1柱となっていますが、本事業では、第1期処分場やバイオセンターとは別に、新たに本事業単独で受電できるものと考えてよろしいでしょうか。 | 既存処分場とバイオエネルギーセンターについては、構内第1柱から一度バイオエネルギーセンターで受電し、その後バイオエネルギーセンターから既存処分場へ分配しています。また、両施設の所有権は市にありますので、北電との契約者は市1本となっておりますが、既存事業者間で使用電氣量に応じて支払っています。そのため、本事業においても、契約者は市のままで契約電氣容量の変更をおこない、 構内柱 から分岐することとなります。また、電氣料金はメーター等により各事業者の負担分を支払うこととなります。 なお、高圧受電していますので、計画電氣容量に応じて必要となる分岐設備、変圧設備等は事業者で設置することとなります。 要求水準書を資料5を訂正します。 |

| | | | | | | |
|----|-------|----------------|----|----------------------|--|---|
| 88 | 要求水準書 | 第3章 1. (6) ④ | 17 | (6)ユーティリティー条件 ④ 排水 | 既設排水経路を通じて河川放流するとありますが、既設排水経路との合流地点はどこになりますでしょうか。また、その合流地盤高さを教えてください。 この既設排水経路の排水において条件はありますか？ また、廃止後の浸出水の排水も既設排水経路への放流としてよろしいでしょうか？ | 第3章1.(6)④のご質問の箇所は、「既設配水経路を通じて」を削除します。 排水経路については提案事項となります。 |
| 89 | 要求水準書 | 第3章 1. (6) ⑤ | 17 | (6)ユーティリティー条件 ⑤ 取付道路 | 取付道路とは埋立地内取付道路のことで、直近の舗装道とは管理用道路との理解でよろしいでしょうか。 | ここでの取付道路とは第3章3.(10)②に示す搬入道路のことを指しています。また、直近の舗装道とは既設道路を指しています。 |
| 90 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 2)③ | 19 | 防災調整池 | 防災調整池からの放流先は、二の沢川とし、自然流下できる高さとすると思いますが、【第3章1. (6)④】では、既設排水経路を通じて河川放流するとあります。 放流先は、既設排水経路へ接続するとの理解でよろしいでしょうか。 また、その接続地点、地盤高をお教えてください。 | No.88の回答を参照して下さい。 |
| 91 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 2)③ | 19 | 防災調整池 | 二の沢川への放流構造について記載されていますが、既設排水経路へ排水する場合も記載にある配慮が必要となるのでしょうか。 | No.88の回答を参照して下さい。 |
| 92 | 要求水準書 | 第3章 3. (4) 2)① | 21 | 遮水シート | 「～の目安一覧」に示す材料と同等以上の材料とし、とありますが、同等以上とは何を指標とするとお考えでしょうか。 | 各項目とも「～の目安一覧」に示されている数値以上の材料となります。 |
| 93 | 要求水準書 | 第3章 3. (4) 2)⑥ | 21 | 遮水シート | 埋立区画を複数とする場合、未埋立区画の遮水シート等の劣化を避けるため、後施工としてもよろしいでしょうか。 | 補助金の支出は施設の完工が条件であり、すべての施設を当初から整備することが必要となるため、後施工はできません。 |
| 94 | 要求水準書 | 第3章 3. (6) 3)① | 23 | 浸出水集水ピット | 区画ごとに送水設備を設置することとありますが、区画ごとに設けたピットに対し、送水ポンプを併用してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)質問と回答No.32を参照して下さい。 |
| 95 | 要求水準書 | 第3章 3. (6) 3)③ | 23 | 浸出水集水ピット | 浸出水送水ポンプは、バックアップ用も含め常時2台ともに集水ピットに設置する必要がありますか。バックアップ用の送水ポンプは劣化を防ぐため、すぐ交換できる場所に保管しておくことは可となりますでしょうか。 | 要求水準書(案)質問と回答No.32を参照して下さい。 |
| 96 | 要求水準書 | 第3章 3. (6) 3)⑥ | 23 | 浸出水集水ピット | 廃止後の埋立地の水を自然流下で河川へ排水する場合、その排水経路についての指定事項はありますか？ | ありません。提案事項となります。 |

| | | | | | | |
|-----|-------|----------------|----|---------------------------|--|---|
| 97 | 要求水準書 | 第3章 3. (8) | 24 | 浸出水処理設備工事 | 稚内市最終処分場における月別の散水量と浸出水量と埋め立てごみ量をご教示ください。 | 追加資料3として、平成25年～平成27年度の月別埋立実績を示します。 散水量及び処理水については、把握できておりません。 |
| 98 | 要求水準書 | 第3章 3. (8) 4) | 25 | (8)浸出水処理設備工事 4)建築に関する共通事項 | p26 (8)覆蓋設備工事 2)意匠・構造 ⑧覆蓋施設の構造計算における条件値は、基準風速(V_0):32m/s、構造体安全性の分類:Ⅲ類(重要度係数 $I=1.0$)となっておりますが、この条件は浸出水処理設備及び管理施設にも適用となるかどうかご教示願います。 | 基本的に施設の目的によりますので、建築基準法及び関連法令・基準に準拠して提案して下さい。 |
| 99 | 要求水準書 | 第3章 3. (9) 1)① | 25 | 覆蓋設備工事について | 「埋立期間は10年を予定しているが、適切な維持管理を行ったうえで、15年程度は機能が維持できる構造とする。」とありますが、ここでいう「機能が維持できる構造」とは、どのように評価されるのでしょうか。 また、ここでいう10年目を超える維持管理業務は本件PFI事業範囲外であり、本PFI事業において費用として見込まなくても良いという理解で宜しいでしょうか。 | 建築確認申請時の各種法令、基準を満足する状態とします。また、建設時に設置した照明、換気設備等が稼働する状況を想定しています。 そのとおりですが、撤去までの間に必要な維持管理業務は必要です。 |
| 100 | 要求水準書 | 第3章 3. (9) 1)④ | 25 | 覆蓋設備の分割移動式 | 閲覧資料から標準案は埋立槽を4分割し、覆蓋施設1基を3回移動する現処分場施設同様の計画と判断できます。1回目と3回目の移動は、覆蓋長辺方向へスライド移動可能ですが、2回目の短辺方向への移動は現処分場同様に解体し再組立てで計画しているのでしょうか。移動方法を御教示願います。 また、その場合の覆蓋移動に要する計画期間を御教示願います。 | 基本設計では、移動方法については、解体し再組み立てを想定しました。 また、その場合の移動計画期間は、1回目と3回目が約3ヶ月、2回目は6ヶ月を想定しています。 移動期間中の埋立方法については提案事項となります。 参考までに、基本設計における移動計画を追加資料4に示します。 |
| 101 | 要求水準書 | 第3章 3. (9) 1)④ | 25 | 覆蓋設備の分割移動式 | 埋立作業に支障が無い事を前提として、覆蓋移動期間は覆蓋が存在しない期間となりますが、その期間がどの程度まで許容されるか具体的な数字で御教示願います。 | 埋立は常に覆蓋下が条件となります。 |
| 102 | 要求水準書 | 第3章 3. (9) 1)④ | 25 | 覆蓋設備工事共通事項 | 分割移動式を用いる場合は、移動工事期間中にもごみの受け入れ・埋立可能な計画とし、とありますが、ストックヤードによる一時的なごみの受け入れも可となりますでしょうか。 | 不可とします。 |

| | | | | | | |
|-----|-------|---------------|----|-----------|---|--|
| 103 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) | 27 | 門扉・困障設備工事 | 既設の施設には門扉・困障設備が確認できませんでしたが、計画する施設の門扉・困障設備は、敷地の外周に設けることでよろしいでしょうか。また、高さは積雪深を考慮した嵩上げが必要でしょうか。 | 門扉については、現在既設道路に設置しているものを使用することを想定していますが、これとは別に整備することも可能です。門扉・困障設備を設置する場合は、高さは設置場所の積雪状況を判断の上提案して下さい。参考までに、既設道路及び既設道路に設置している門扉については事業者の管理とします。 |
| 104 | 要求水準書 | 第3章 3. (1)③② | 28 | 散水設備工事 | 「過去10年間の日平均降雨量以上」とありますが、気象データは稚内地方気象台における平成19年1月～平成28年12月で良いでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 105 | 要求水準書 | 第3章 3. (1)③② | 28 | 散水設備工事 | “散水量は過去10年間の日平均降水量以上”とありますが、これは埋立を行っている区画(面積)に対して、過去10年間の日平均降水量以上の散水を行うとの解釈で宜しいでしょうか。 | 埋立終了している区画も含まれます。なお、第3章3. (13)②は「過去10年間の日平均降水量」を削除し、「安定化を見据えた量」に修正します。また、液固比での算出は不可とします。 |
| 106 | 要求水準書 | 第3章 3. (1)③② | 28 | 散水設備工事 | 屋根移動式かつ分割埋立を行う場合、埋立が終了した区画は“過去10年間の日平均降水量以上の散水”の対象外と解釈して宜しいでしょうか。 | 散水の対象とします。また、No.105の回答も参照して下さい。 |
| 107 | 要求水準書 | 第3章 3. (1)③② | 28 | 散水設備工事 | 寒冷地である為、11月中旬頃～3月中旬頃等の寒い時期は、埋立処分場内の凍結発生等により、散水は中止して浸出水は発生しないと考えます。“散水量は過去10年間の日平均降雨量以上で、かつ蒸発散量を見込んだ値とすること。”とありますので、3月中旬～11月中旬までの期間(約8ヶ月程度)で1年分の散水を行い、この1年分の散水で発生する浸出水を約8ヶ月程度で処理出来る規模の水処理施設を建設する必要があると考えますが、その認識で宜しいでしょうか。 | 施設及び早期安定化に支障を与えるものでなければ問題ありません。提案事項となります。 |
| 108 | 要求水準書 | 第3章 3. (1)③①② | 28 | 散水設備工事 | 計画する処分場はクローズド処分場ですが、散水量は過去10年間の日平均降雨量以上とする事でよろしいでしょうか。 | No.105の回答を参照して下さい。 |
| 109 | 要求水準書 | 第3章 3. (1)③④ | 28 | 散水設備工事 | 散水に使用する水は原則水道水とし、地下水も利用可能であるとしていますが、利用上問題がなければ雨水の利用も可能と考えてよろしいでしょうか。 | これらの支障となるものの混入の恐れが無いと判断できるものについては可とします。 |

| | | | | | | |
|-----|-------|----------------|----|------------------|---|--|
| 110 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 3)④ | 28 | 散水設備工事 | 浸出水処理水を散水に利用する事を含め、場内再利用は不可とし、浸出水処理水はかならず下水道放流するものと考えてよろしいでしょうか。 | 浸出水処理水を散水に利用することは可としますが、安定化に配慮した水質として下さい。また、場内再利用については提案事項としますが、その際は処理水質を基準省令に準拠した水質として下さい。なお、第3章3. (13)④は中段「また、」以降を削除します。 |
| 111 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 4) | 28 | 浸出水放流設備工事 | 浸出水の放流設備について、既存の下水道接続施設と平行して埋設する場合、上部敷地の所有者についてご教示ください。また、所有者から接続埋設管の敷設の許可は得られていると考えてよろしいでしょうか。 | 市有地です。 |
| 112 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 5)① | 28 | 計量設備工事 | 参考までに、現処分場の計量機の最大秤量(30t等)と積載台寸法を御教示ください。また、既存計量機の運転において、現状支障ないものと考えてよろしいでしょうか。 | 現処分場の計量機は、最大秤量30トン、積載台寸法 8m×3m となります。現状の運営には支障はありません。 |
| 113 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 5)② | 28 | 計量設備工事 | 最小重量未満の計量廃棄物に対する測定方法について、どのような廃棄物が想定されますか。御教唆ください。 | 直接搬入車による廃棄物が想定され、家庭の不用品が想定されます。 |
| 114 | 要求水準書 | 第3章 3. (1) 6)① | 29 | その他付帯設備工事 | 洗車設備は、バイオエネルギーセンターへ生ごみを運搬する車両も利用することを想定する必要がありますでしょうか。 | 必要はありません。 |
| 115 | 要求水準書 | 第4章 3. (1) | 34 | 受付業務 | バイオエネルギーセンターへの搬入車両の受付は、計量機による搬入ごみの計量・記録のみで、搬入ごみの内容について確認する必要はないと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 116 | 要求水準書 | 第4章 3. (2) ① | 34 | 料金及び循環資源利用促進税の徴収 | 「一般廃棄物を搬入しようとする者のうち料金徴収が必要な場合～」とありますがどのような廃棄物が想定されますか。 | 直接搬入ごみで、家庭系及び事業系のごみが想定されます。 |
| 117 | 要求水準書 | 第4章 3. (2) ② | 34 | 料金及び循環資源利用促進税の徴収 | 「産業廃棄物を搬入しようとする者から～」とありますが、産業廃棄物の種類を御教唆ください。また産業廃棄物の紙マニフェストの対応でよろしいでしょうか。 | No.76の回答を参照して下さい。マニフェストについては、そのとおりです。 |
| 118 | 要求水準書 | 第4章 4. (1) ⑥ | 35 | 埋立作業 | 埋立したごみの種類、量、位置を図面等に記録し、管理するとありますが、その頻度はどのようにお考えでしょうか。 | 提案事項となります。 |

| | | | | | | |
|-----|-------|----------------|----|----------------|---|---|
| 119 | 要求水準書 | 第4章 4.(1) ⑦ | 35 | 埋立作業 | 既存施設でどのような衛生害虫が繁殖していますか。もしくは、どのような衛生害虫の繁殖が予想されますか。 | 既存施設では、ねずみ・ハエ・蚊が確認されています。 |
| 120 | 要求水準書 | 第4章 4.(1) ⑦ | 35 | 埋立作業 | 覆土は、即日覆土を含め適正に覆土をするとありますが、中間覆土の必要性や条件について、お考えはありますか。 | 提案事項となります。 |
| 121 | 要求水準書 | 第4章5.(1) | 35 | 運転条件 | “発生する浸出水を滞りなく運転出来る”水処理の規模を詳細に検討する為に参考として、月別で、既存の覆蓋施設での散水量、浸出水処理施設へ流入する浸出水量、及び放流量の各データを数年分ご提示頂けないでしょうか。 | 散水量、浸出水量及び放流量を把握できておりません。 |
| 122 | 要求水準書 | 第4章 5.(2) ② | 36 | 適正処理 | 「浸出水処理施設の処理能力以下となるように適正に処理する」との記載がありますが、単に下水道放流基準以下に適正に処理する事を述べているのでしょうか。 | 下水放流基準以下及び設計処理水量以下での運転を求めています。 |
| 123 | 要求水準書 | 第4章 6.(2) | 37 | 点検・検査計画 | 搬入道路の既設部分は、点検・補修の範囲外でしょうか。搬入道路の既設部分は、破損があった場合の補修は別工事という理解でよいでしょうか。 | 既設の搬入道路についても点検・補修の範囲とします。 |
| 124 | 要求水準書 | 第4章 7.(1) ① | 39 | 事業者が行う環境保全業務 | 「事業者の負担で環境保全に係わる測定及び運営時の事後調査を実施する」とありますが、具体的な調査項目、頻度を御教唆願います。 | 要求水準書(案)質問と回答No.54を参照願います。 |
| 125 | 要求水準書 | 第4章 7.(2) | 39 | 市が行う環境管理業務への協力 | “公害関連に係わる各種調査のうち、市が行うものについて協力すること”とありますが、具体的な調査内容は、騒音、振動、悪臭であり、調査に必要な費用は貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 126 | 要求水準書 | 第5章 3. | 42 | 施設機能の維持 | 「市は事業終了時に本施設の状態の確認を行い、その結果、本施設が使用に耐えうる状態にない場合は、事業者の費用による補修等を行うものとする。」と有りますが、本施設の状態の確認は、技術的かつ専門的知見を有する第三者による確認行為を経て判断されると考えてよろしいでしょうか。 | 市の確認によります。 |
| 127 | 要求水準書 | 資料3 | 44 | 計画埋立量及びごみ処理フロー | 埋立対象物の内訳表が重量(t)標記により示されていますが、それぞれの品目の比重(t/m ³)をご教示願います。 | 埋立実績各種文献から、廃棄物はすべて1t/m ³ と想定しています。 |

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|----|----------------|--|--|
| 128 | 要求水準書 | 資料3 | 44 | 計画埋立量及びごみ処理フロー | ごみ処理フローシート(平成41年度)では、バイオエネルギーセンター受け入れごみ2,448tのうち、中間処理残渣が916t発生し、最終処分場へ搬入となっておりますが、中間処理残渣(生ごみバイオガス処理残渣)とは、具体的にどのようなものでしょうか？ 前回質疑回答から分析結果や含水率約80%・有機分率約38%などは理解できるのですが、具体的な想像が出来ませぬ故、市民にもわかる表現で教えて頂けると幸いです。 | 土砂状です。必要であればサンプルの提供は可能です。 |
| 129 | 要求水準書 | 添付資料3 | 44 | 計画埋立量及びごみ処理フロー | ごみ処理フローシート(平成41年度)では、産業廃棄物(汚泥、燃え殻、動植物性残渣)搬入量1,200tとありますが、汚泥、燃え殻、動植物性残渣の比率をお教えてください。 | No.8の回答を参照して下さい。 |
| 130 | 要求水準書 | 資料3 | 44 | 計画埋立量及びごみ処理フロー | 現処分場運営時の計画埋立量と埋立量実績との比較について、情報をご提供いただけますでしょうか？ | 計画量及び平成25年度以降の埋立量については市HPで公表していますので、そちらを確認して下さい。 |
| 131 | 要求水準書 | 資料4 | 45 | 下水道放流水質基準 | 浸出水処理施設からの排水は下水道放流しますが、COD(化学的酸素要求量)の基準はないものと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 132 | 要求水準書 | 資料5 | 46 | ユーティリティー取合位置 | 公共下水道接続位置の位置情報(座標等)をご提示いただけますでしょうか。 | 追加資料5として提示します。 |
| 133 | 要求水準書 | 資料5 | 46 | ユーティリティー取合位置 | 17ページにおいて、雨水は防災調整池で調整のうえ、既設排水通路を通じて河川放流するとの記載がありますが、雨水排水の既設排水通路との取合点と既設排水通路の寸法、構造を御教示ください。 | No.88の回答を参照して下さい。 |
| 134 | 要求水準書 | 資料5 | 46 | 公共下水道接続位置 | 公共下水道接続位置について、接続地点の詳細な位置と接続条件(マンホールの寸法等)を御提示ください。また、約770mの配管工事を行うにあたり、既存施設の配管ルート(距離がわかるもの)、埋設要領等の図面を御提示ください。 | 位置についてはNo.132の回答を参照して下さい。また、確認要求水準書資料6を参照して下さい。 |
| 135 | 要求水準書 | 資料7 | 48 | 原水水質測定結果 | 原水窒素について、2,100mg/L(H27年度)が最低値となっております。10年の運営維持管理期間においても、同レベルの原水が浸出するとの考え方でよろしいでしょうか。 | 既設処分場では、管理上の問題により浸出水中の窒素濃度が異常値となっており、浸出水処理設備を整備するための参考として使用できるとは判断できません。 水質の設定に関しては、要求水準書資料3に示す計画埋立をもとに設定して下さい。 |

| | | | | | | |
|-----|-------|-----------|-------|--------------------|---|--|
| 136 | 要求水準書 | 添付資料7 | 48 | 稚内廃棄物最終処分場原水水質測定結果 | 原水水質測定結果では、BODが非常に低い値、CODが非常に高い値を示しておりますが、これは、難分解性の有機分が浸出水中に含まれていると考えてよろしいでしょうか？その場合、具体的に有機分はどのような成分なのでしょうか？ | 浸出水中に含まれる有機分の成分については把握しておりません。 |
| 137 | 要求水準書 | 資料7 | 48 | 原水水質測定結果 | 提示された既存の浸出水処理施設へ流入する原水水質以外に、処理フローを詳細に検討するに当たり必要なカルシウム濃度、水温及び窒素含有量(月1回での測定データ等)についてご提示頂けないでしょうか。 | カルシウム濃度、水温(毎月)及び窒素含有量(毎月)の測定データはありません。 |
| 138 | 要求水準書 | 資料7 | 48 | 稚内廃棄物最終処分場原水水質測定結果 | 『資料7 稚内廃棄物最終処分場原水水質測定結果』のご提示を頂いておりますが、参考までに散水量(日量、累計)と、浸出水処理施設の処理水量(日量、累計)を御教示願います。また、カルシウム濃度や塩化物イオン濃度を測定されていれば御教示願います。 | No.121の回答を参照して下さい。また、カルシウム濃度及び塩化物イオン濃度の測定データはありません。 |
| 139 | 要求水準書 | 資料7 | 48 | 稚内廃棄物最終処分場原水水質測定結果 | 資料7に現施設の原水測定結果が掲載されておりますが、データが少なく、技術的な検討が難しいため、改めて入札までに応募企業が現施設の原水他、必要箇所での水のサンプリング、現施設の廃棄物の状況の確認、廃棄物のサンプリングを実施してよろしいでしょうか | 廃棄物の状況の確認、廃棄物のサンプリングは可としますが、原水水質については要求水準書資料7のとおりですので、サンプリングについては不可とします。 |
| 140 | 要求水準書 | 資料4および資料7 | 45,48 | 浸出水処理施設 原水水質について | 「資料7」記載の原水水質を最大値とし、過去4回の分析において、「資料4」記載の下水道放流基準を越えていない項目については、今後も埋立物の種類に変更はないため、除去項目対象外とし、検討してよろしいか。また、「資料7」記載の原水水質を最大値とし、そこから今回新設する埋立地における埋立量および散水条件等から検討してよろしいか。 | No.135の回答を参照して下さい。 |
| 141 | 様式集 | 提案書類全般 | | 全般 | ご提供の電子データから、文字サイズ、行数、1行文字数の変更は可能でしょうか。 | 変更は可能です。ただし本文文字サイズは10.5pt以上(表は除く)とし、見やすさに配慮して下さい。 |
| 142 | 様式集 | 様式2-3 | | 事業実施体制 | 事業実施体制について、各関係者の相互関係が分かるよう図示することと記載がありますが、参加資格審査時において金融機関が確定してはならないのでしょうか。 | 参加表明書時点で融資機関は予定で構いません |
| 143 | 様式集 | 様式4 | | 入札時の提出書類 | 「Microsoft Excelで提出すること」としている各様式について、Microsoft Excel形式の様式をご提供いただけませんか。 | エクセル様式をダウンロードできるようにします。 |

| | | | | | | |
|-----|-----|-------------|--|-----------------------|--|--|
| 144 | 様式集 | 様式4-1 | | 入札書 | ①様式4-1の入札書は様式4-2とともに消費税抜きと理解してよろしいでしょうか。 ②また4-2の入札価格は現在価値換算ですが、4-1の入札書は現在価値換算するのでしょうか。 | ①そのとおりです。 ②4-1の入札書は現在価値化は行いません。4-2入札価格内訳書の入札価格の上段は現在価値化を行わない価格、下段には現在価値化した価格を記載して下さい。 |
| 145 | 様式集 | 様式4-2 | | 入札書 | 整備委託料と運営委託料は現在価値換算せず、入札価格のみ現在価値換算すればよいでしょうか。 | No145の回答を参照して下さい。 |
| 146 | 様式集 | 様式10-6、11-3 | | 全般 | ①様式10-6では、補修、機器更新、その他項目が計上されていますが、補修、機器更新は、様式11-3の補修、機器更新費に計上すれば良いでしょうか。 ②その他項目について、様式11-3のその他費用は事業全般におけるその他費用と考えられますが、様式10-6のその他はどのような費用を想定されているのでしょうか。 ③また、様式11-3の保守点検費は様式10-6に計上しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。 | ①その通りです。 ②補修・機器更新に関連して、補修費・機器更新費に含まれない費用があれば記載してください。 ③10-6の様式を訂正しますので、点検・検査、補修・機器更新についての費用を計上して下さい。合わせて入札説明書も訂正します。 |
| 147 | 様式集 | 様式11-2 | | 整備費内訳書 | 整備期間中にかかるSPC事務経費等は、様式11-2の整備費内訳書に費目を追加して記載する、という理解でよろしいでしょうか。 | 様式11-2に記載する費用のうち、SPC事務経費は、本体工事費に一定割合を乗じて算定される一般管理費に含まれます。 |
| 148 | 様式集 | 様式11-2 | | 整備費内訳表等(A3エクセル様式について) | A3横エクセルで作成との指示がございますが、様式集のワードデータはA4縦のものとなっています。エクセルデータを頂きたく存じます。また頂けない場合は、余白等は事業者で設定して良いという理解でよろしいでしょうか。様式11-2の他A3横エクセルで作成する様式について同様にご教示頂けると幸いです。 | No.143の回答を参照して下さい。 |
| 149 | 様式集 | 様式11-3 | | 運営・維持管理費内訳書 | 用役費の内訳として、電気、水道、下水道、燃料、薬品、副資材が記載されていますが、このうち、電気、水道、下水道の基本料金部分以外の費用が変動費に該当するという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 150 | 様式集 | 様式11-5 | | 整備・運営委託料支払予定表 | 覆蓋施設を分割移動式とした場合、覆蓋施設の移動に要する費用は当該費用が発生する年度及び四半期に記入すればよろしいでしょうか。 | 運営委託期間に要する費用として平準化して下さい。 |
| 151 | 様式集 | 様式11-7-2 | | 事業収支計算書 | 千円未満は四捨五入とのことですが、入札価格内訳書は円単位で提出しますので、単位の違いに起因して整合が取れない場合が生じてもよろしいでしょうか。 | 入札価格内訳書も千円単位とし、事業収支計算書と整合を図って下さい。 |

| | | | | | | |
|-----|----------|----------|---|----------------|--|--|
| 152 | 様式集 | 様式11-7-3 | | DSCR、プロジェクトIRR | ①DSCRは、整備割賦払金に対する金融機関等からの借入金の返済に係る指標値のみとの理解で宜しいでしょうか。(その他の借入に対するDSCRは記載不要との理解です。)②プロジェクトIRRの計算方法ですが、設備投資額に建設期間中のローン金利を含むか否か、国庫補助金を除くか否かなど、貴市が求める数値を算出するための計算式を細かくお示し下さい。 | ①金融機関・その他の借入も合わせて算定してください。 ②建設期間中のローン金利を含む、国庫補助金を除いて算定して下さい。 計算式は、 $I = \sum (C_n / (1+r)^n)$ となります。 I：整備費(建設期間中の金利含む、補助金除く) C _n ：n年目の税引後当期損益+割賦原価+支払利息 r：割引率(プロジェクトIRR) |
| 153 | 様式集 | 様式11-7-3 | | キャッシュフロー計算書 | 金利償却前税引後利益とありますが、金利償却前とは利息支払前と減価償却前という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 様式11-7-3を訂正します。 |
| 154 | 様式集 | 様式11-9 | | その他収入計画 | 附帯事業を実施しない場合、様式11-9の提出は不要でしょうか。 | そのとおりです。 |
| 155 | 事業者選定基準 | 2(3) | 2 | 落札者決定までの流れ | 図表1によると、提案内容の評価より先に開札され入札価格が確認されることになっています。これでは、全てのグループの入札価格が分かった上で提案内容の評価することになるため、入札価格の高低に影響されずに技術提案の公平な評価が難しいと思われれます。技術評価後に開札して頂けないでしょうか。 | 原案どおりとします。 本件は総合評価型一般競争入札であるため、入札価格が予定価格範囲外の場合は失格となり総合評価の対象外となります。 |
| 156 | 事業者選定基準 | 4(2)2) | 4 | 性能等の評価項目の採点基準 | 「入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとする。」とありますが、採点において例えば3グループが応募した場合に、全く同様の提案内容でない場合には「A, B, C」の差を必ずつける(相対評価)のでしょうか？それとも3グループとも「優れている」と判断された場合にはすべてのグループがB評価になるような評価(絶対評価)をされるのでしょうか。 | 絶対評価で実施します。 |
| 157 | 基本協定書(案) | 第2条第2項 | 1 | 甲及び乙の義務 | 「～要望事項を尊重する。」とありますが、要望事項を受け入れるか否かの判断はあくまでも乙の裁量、判断に委ねられる、という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりですが、審査委員会での事業選定にあたっての要望意見や市の環境施策による要望もありますので、可能な限り市の要望事項を取り入れていただくと希望します。 |
| 158 | 基本協定書(案) | 第6条第3項② | 2 | 事業契約 | 事業契約を締結しない事由として「賄賂・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為～」とありますが、この賄賂・談合等の「等」の範囲についてご教示頂きたく存じます。具体的にはどのような項目が該当するのでしょうか。 | 詐欺、競売入札妨害、補助金適正化法違反などの刑事罰が科せられる行為が相当します。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|----------------|-----|------------------|--|--|
| 159 | 基本協定書 (案) | 第9条第1項 | 3 | 運営協定 | 運営協定の締結の必要がある場合は必要な行為を速やかに開始する、とありますが、運営協定を結ばなくてはならない事象としてどのようなものを想定されていますでしょうか。 | 周辺環境の悪化等が想定されます。 |
| 160 | 基本協定書 (案) | 出資者誓約書 | 別紙2 | 出資者誓約書 | 「～稚内市に対して下記の事項を連帯して誓約し～」とありますが、他の出資者に関する内容までも誓約することは困難ですので誓約範囲を自己に関する内容に限定いただけませんかでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 161 | 事業契約書 (案) | 前文 | 前文 | 契約保証金 | 保証金は整備費の10分の1とありますが、消費税は含みますか。また第68条の契約保証における履行補償保険の保険金額においても消費税が含むか否かご教示ください。 | 消費税を含みます。 |
| 162 | 事業契約書 (案) | 第1条(38) | 3 | 用語の定義 | 「出来高」には、事前調査費、設計費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 出来形を構成上する費用に資金調達費用は含まれません。設計・工事費以外の整備費に含まれます。建設一時金の算定方法を訂正します。 |
| 163 | 事業契約書 (案) | 第1条(41) | 3 | 不可抗力 | 予見可能であっても回避することができないものについては不可抗力として扱っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 164 | 事業契約書 (案) | 第5条(1)⑪ | 4 | 本事業の概要 | ①開発許可及び林地開発許可に関し、当局との事前協議を実施されていることと存じますので、協議結果を開示頂けませんでしょうか。②また流末影響下にある諸団体等との約束や基準等は特段ないと考えて宜しいでしょうか。 | ①提案によって協議内容が異なるため、整備内容が確定してから事前協議を行うこととなります。 ②現状ではないと想定していますが、提案内容により必要となる可能性があります。 |
| 165 | 事業契約書 (案) | 第9条 | 5 | 国庫補助金等 申請への協力 | 実施方針に関する質問と回答のNo. 36に貴市が国庫補助金を未受理でも契約書に基づき一時払いとして事業者に支払いを行うとなっておりますが、国庫補助金が支給されない場合においても契約書に基づき一時金はお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により、補助金の減額等が発生した場合は支払しないこともあります。 |
| 166 | 事業契約書 (案) | 第12条第1項 (1) | 6 | 事前調査等 | 事前調査として測量調査及び地質調査がありますが、測量調査時に林地開発許可に係る植生調査を実施してもよいでしょうか。 | 事業者の負担において実施することは可能です。 |
| 167 | 事業契約書 (案) | 第12条第2項 | 6 | 事前調査等 | 本項で定める追加費用は甲が負担する前提において、具体的な金額及び支払方法等について双方が協議するという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------|---|-----------------|--|--|
| 168 | 事業契約書 (案) | 第14条第2項 | 6 | 設計の変更 | 本項で定める変更が甲の事由に基づくものである場合は、追加費用は甲が負担し、適宜、工期変更等もお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内に限ります。 |
| 169 | 事業契約書 (案) | 第14条第2項 | 6 | 設計の変更 | 「追加的な費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 170 | 事業契約書 (案) | 第15条第1項 | 7 | 法令変更による設計変更 | 「第77条及び第78条」は「第75条及び第76条」の誤記でしょうか。 | ご指摘のとおり、「第75条及び第76条」の誤りですので、訂正します。 |
| 171 | 事業契約書 (案) | 第15条第1項 | 7 | 法令変更による設計変更 | 「～第77条及び第78条の規定に従うものとする」とありますが、「～第75条及び第76条の規定に従うものとする」の誤記でしょうか。 | No.170の回答を参照して下さい。 |
| 172 | 事業契約書 (案) | 第15条第1項 | 7 | 法令変更による設計変更 | 第77条及び第78条の規定に従うものとするがありますが、第79条と第80条は含まれません。 | 「第77条及び第78条」は「第75条及び第76条」の誤りですので、訂正します。 また、第79条、第80条は不可抗力による設計変更に係る条文なので含まれません。 |
| 173 | 事業契約書 (案) | 第15条第2項 | 7 | 法令変更による設計変更 | 運営予定日のみならず、必要に応じて工期も変更していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 174 | 事業契約書 (案) | 第19条第1項 | 8 | 第三者への委託 | 委託等されるものが、構成員又は協力企業の場合は、各種事前調査、又は設計若しくは施工の「全部」を委託し又は請負わせることができるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 175 | 事業契約書 (案) | 第22条第4項 | 9 | 建設に伴う周辺調整及び住民対応 | 甲が設定した条件に直接起因するものに加え、甲の責めに帰すべき事由、第6項に定める本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等に起因するものもまた、甲に本項に定める費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 176 | 事業契約書 (案) | 第22条第7項 | 9 | 建設に伴う周辺調整及び住民対応 | 市が窓口であるにも拘らず、乙に苦情等が申し入れられた場合は乙自身で責任をもって対処するとありますが、入札説明書の別添1リスク分担表のNo2では貴市のリスク負担となっており、入札説明書のリスク分担と矛盾する内容となります。また実務上も市が引き継ぎ対応すべき事項かと思量致しますので、そのように修文いただけませんか。 | 市のリスクとなりますが、乙へ苦情の申し込みがあった場合は、適切な対応を行っていただくということですので、矛盾しておりません。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|-----------------|----|---|---|--|
| 177 | 事業契約書 (案) | 第24条第2項 | 9 | 甲による説明 要求及び工事 現場立会並び に乙の報告な ど | 工事の進捗に支障を来すおそれがあり、ひいては、現場への立ち会い、施工状況の確認等をお断りせざるを得ない場合も考えられますので、乙に対する事前の通知をお願いできませんでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 178 | 事業契約書 (案) | 第27条第1項 | 10 | 工事完工の遅 延による費用 等の負担 | 「本施設未完成部分相当額」とは、整備費から、工事完工予定日時点における出来高相当額を控除した金額を指すとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 179 | 事業契約書 (案) | 第27条第1項 | 10 | 工事完工の遅 延による費用 などの負担 | 甲が負担した増加費用に加えて別途遅延損害金を支払うのは不合理ですので、どちらか一方にさせていただきませんか。第2項では、損害賠償の実額のみで、別途遅延損害金の請求は認められておらず、アンバランスではないでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 180 | 事業契約書 (案) | 第27条第2項 | 11 | 工事完工の遅 延による費用 等の負担 | 貴市の帰責により事業者が生じた「損害及び費用」には合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 181 | 事業契約書 (案) | 第27条第2項、 第3項 | 11 | 工事完工の遅 延による費用 等の負担 | 第2項記載の「工事完工予定日」とは、第26条に基づく変更の合意が為されない間は第1条(21)に記載の平成32年11月30日を意味し、第3項記載の「工事完工予定日」とは、第26条に基づく変更の合意を経て新たに定められた変更後の日との理解で宜しいでしょうか。 | 第2項の記載の「工事完工予定日」についてはそのとおりです。 第3項後段の「工事完工予定日」は市と事業者が合意の上変更した工事完工予定日となります。 |
| 182 | 事業契約書 (案) | 第28条2項 | 11 | 工事の中断 | 第2項後段の場合のみならず、第2項前段により工事が再開した場合においても、中断により乙が生じた増加費用、損害等は甲にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 第27条第2項の規定によります。工程の見直しについての協議費用も含むと考えています。 |
| 183 | 事業契約書 (案) | 第28条第3項 | 11 | 工事の中断 | 「乙が被った損害」には合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 184 | 事業契約書 (案) | 第29条第2項 | 11 | 本件工事にお いて第三者に 及ぼした損害 | 事業契約書別紙8-1-2を満たしていながら損害請求を受けた場合は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。(元乙の責以外の場合の第三者への損害対応については一義的な支払対応も含め市側としていただきませんか。) | 市と事業者が協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定します。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------|----|--------------------------|---|--|
| 185 | 事業契約書 (案) | 第32条第1項 | 12 | 甲による完工 確認書の発行 | 完工確認書の発行に当たり、施設整備に直接関係ない事由(第2号、4号及び5号)を発行条件として紐付けるのはやめていただけないでしょうか。完工確認書の発行は、ローン実行条件となるため、維持管理・運営業務に起因する事由で完工確認書が発行されず、ローンの実行が行われないといった事態は避けたいと考えております。 | 原案どおりとします。 本契約は、施設整備・運営・維持管理が一体であるため、要件を全て満たした場合に完工確認書を発行します。 |
| 186 | 事業契約書 (案) | 第33条第1項 | 13 | 本施設の引渡 し | 事業者が本施設を貴市へ引渡した場合、貴市が引渡しを受けたことを証する書類(引渡確認書等)は交付されますでしょうか。 また、当該書類が交付される場合、引渡日当日に受領することは可能でしょうか。 | 必要によって交付可能です。 |
| 187 | 事業契約書 (案) | 第33条第2項 | 13 | 本施設の引渡 し | 建物の表示登記及び保存登記は市側にて嘱託登記されることが合理的かと存じますので修正頂けませんでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 188 | 事業契約書 (案) | 第33条第3項 | 13 | 本施設の引渡 し | 当然ながら、甲の責めに帰すべき事由によって生じた費用及び不可抗力によって生じた費用は甲にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | そのような費用は想定できませんが、不可抗力については第77条～80条の規定により対応します。 |
| 189 | 事業契約書 (案) | 第37条 | 14 | 本施設の運営・ 維持管理体制 の整備 | 引き渡しに先立ち運営・維持管理の開始に必要な業務を完了させると記載がありますが、不動産取得税がかかった場合は貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 第37条に記載する維持管理の開始に必要な業務は、本施設を使用しなくても可能と認識しています。 このため、事業者原始的に取得し、かつ、それを未使用のまま、6ヵ月以内に市に譲渡することを妨げるものでないことから、不動産取得税は課税されないと考えます。 |
| 190 | 事業契約書 (案) | 第43条第3項 | 16 | 住民対応 | 前2項の規定にかかわらずとありますが、事業者の住民対応リスクは、実施方針28ページ資料2リスク分担表に従い「事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの」を負担すると理解してよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 191 | 事業契約書 (案) | 第44条第2項 | 16 | 運営開始の遅 延による費用 等の負担 | 「～不可抗力によるときは第80条の定めるところの負担割合～」との記載がありますが、「～不可抗力によるときは第79条の定めるところの負担割合～」の誤記でしょうか。 | 「第79条」の誤りですので、訂正します。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------|----|-------------------|---|---|
| 192 | 事業契約書 (案) | 第44条第2項 | 16 | 運営開始の遅延による費用等の負担 | ①貴市の帰責により事業者が生じた「合理的な損害及び費用」には合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②また、「第80条」は「第79条」の誤記でしょうか。 | ①そのとおりです。 ②No.191の回答を参照して下さい。 |
| 193 | 事業契約書 (案) | 第47条第1項 | 17 | 本施設の保守管理、点検修繕及び更新 | 貴市の帰責により事業者が生じた「一切の費用」には合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 194 | 事業契約書 (案) | 第58条第2項 | 20 | 期限到来による終了 | 運営期間終了予定日時点において、埋立容量に達していない場合について、本施設が業務計画書及び環境保全基準を満たしていることに関する保証書を事業者が貴市に提出することを条件に本契約を終了する。とありますが、業務計画書はあくまで運営期間終了予定日に埋立容量に達する前提での計画書だと理解しております。業務計画書では無く、第61条1項の引き渡し条件と同様、事業提案書、要求水準書において設定した性能を維持していることへの保証書にてお認め頂きたく存じます。 | 原案どおりとします。 |
| 195 | 事業契約書 (案) | 第58条第2項 | 20 | 期限到来による終了 | 本文中に、「別紙10(環境保全基準)を満たしている・・・」とありますが、「別紙8(環境保全基準)を・・・」の誤記でしょうか。 | 「別紙8」の誤りですので、訂正します。 |
| 196 | 事業契約書 (案) | 第58条第3項 | 20 | 期限到来による終了 | ①甲は、かかる運営期間の延長に伴って生じる固定費及び変動費以外の名目の追加費用並びに本契約の終了に伴って乙が被る損害及び損失(逸失利益を含む。)について、如何なる責任も負担しないものとする。とありますが、逸失利益とはどのようなものを想定されているのでしょうか。 ②また運営期間の延長により、地代の要求等はされないという理解でよろしいでしょうか。 | ①埋立総容量に達しないことによって失う利益が相当します。 ②そのとおりです。 |
| 197 | 事業契約書 (案) | 第58条第3項 | 20 | (期限到来による終了) | 運営期間を延長することになった場合、11年目以降の固定費及び変動費については、物価変動が急激な場合に限らず、提案値からの見直しをしていただけませんかでしょうか。 10年経過した時点では想定外に物価が上昇している可能性があるため、見直しを希望します。 | 固定費及び変動費の見直しは協議します。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|-----------------|----|--------------|---|--|
| 198 | 事業契約書 (案) | 第59条第2項 | 21 | 埋立不能による終了 | <p>①早期運営終了日が到来した場合であっても、事業者は整備割賦払金を所定の従前の支払日程に従って残額を受領することとなるため、当初想定されていた事業期間(平成43年5月31日)まで解散することなく法人格を維持する必要があります。</p> <p>その場合、事業者は法人格を維持するための費用(監査費用や整備割賦払金の請求・受領事務を実施するための人件費等)を要しますが、当該費用は貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②また、当該整備割賦払金には、当然にして割賦金利は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | No.4の回答を参照して下さい。 |
| 199 | 事業契約書 (案) | 第59条第2項 | 21 | 埋立不能による終了 | <p>早期運営終了日が定められ、整備割賦払金が償還表通りに支払われるとした場合、SPCは金融機関に対するローンの返済が終わるまで存続し続ける必要が生じます。よって、SPC運営経費については引き続き貴市にお支払い頂く必要が生じるため、同条第3項及び第4項の通りに運営委託料の精算をもってこれに代えることは出来ません。以上より、早期運営終了となった場合、整備割賦払金を一括でお支払い頂くことが望ましいと考えますが、貴市の考えをお示し願います。</p> | No.4の回答を参照して下さい。 |
| 200 | 事業契約書 (案) | 第63条第4項 | 22 | 整備・運営委託料の支払い | <p>貴市の帰責により整備割賦払金の支払いが遅延した場合、年2.7%の割合で計算した遅延損害金では、融資金融機関から求められる追加の金融費用等(損害金)の支払に不足する場合があります。よって、融資金融機関に支払う損害金が貴市からの遅延損害金で不足する場合は、不足額をお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>原案どおりとします。</p> <p>遅延利息の率は、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率2.7%を使用しています。</p> |
| 201 | 事業契約書 (案) | 第64条第1項 | 22 | 整備・運営委託料の改定 | <p>本条から別紙13を参照することができませんが、別紙13はどのようにして参照されるのでしょうか。 (別紙13参照せよとの記載がどこにもありません)</p> | 事業契約書(案)第64条に「別紙13」の取り扱いについて追記します。 |
| 202 | 事業契約書 (案) | 第64条、 別紙13-1 | 22 | 整備割賦払金の改定 | <p>①工事期間中の物価変動に伴う施設整備費の増減は、割賦払金ではなく、建設一時払金にて精算することと宜しいでしょうか。割賦払金で精算された場合、予定金額が増加すると割賦金利の金額も増加し、融資金融機関にとっては融資金額変更の決裁の取り直しや変更契約に伴う追加コスト等も必要になるなどの影響(整備費の増額以外の追加諸費用を貴市にご負担頂く必要が生じます。)が生じるため、平成32年度部分払いに縛られずそれよりも早い段階での一時払金で調整頂けることが貴市にとっても望ましいと考えます。</p> <p>②また、物価改定に関する具体的な対象費目、計算方法、指標等がお示しされていない様ですのでご教示願います。</p> | <p>①そのとおりです</p> <p>②予期することのできない特別の事情により急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、建設一時払金が著しく不当な状態で事業継続が困難と認められる場合は、協議により建設一時金の見直しを検討します。</p> |

| | | | | | | |
|-----|--------------|-----------|----|------------------|---|---|
| 203 | 事業契約書 (案) | 第65条第1、2項 | 22 | 整備・運営委託 料の返還 | 整備費のうち割賦代金は本条で定める減額の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。 | 整備割賦払金も減額の対象となる場合があります。 |
| 204 | 事業契約書 (案) | 第65条第2項 | 22 | 整備・運営委託 料の返還 | 意図的である虚偽及び意図的でない虚偽を比較ご例示いただけないでしょうか。 | 意図的な虚偽は、真実と異なることを認識しながら敢えてこれと異なることを記載した場合。意図的でない虚偽は、誤って真実と異なることを記載してしまった場合。 |
| 205 | 事業契約書 (案) | 第66条第1項 | 22 | 建設一時払金 の請求の手續 | ①「本施設の出来高に関する報告書を作成し…」とありますが、報告書の書式の指定はございますか。②また、当該出来高に関する報告書は、貴市及び工事監理者の確認・押印をもって、正式な報告書として扱われるとの理解で宜しいでしょうか。 (金融機関等からの借入や、事業契約の解除の際に出来高を確定する正式書類として扱われるものとの理解です。) | ①報告書の指定はありません。 ②出来高に関する報告書を提出後、市が出来高相当部分を認める通知書の発行をもって正式な書類となります。 |
| 206 | 事業契約書 (案) | 第68条第1項 | 23 | 契約保証 | 履行保証保険を付保する場合、貴市を被保険者とするとも認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 207 | 事業契約書 (案) | 第68条第1項 | 23 | 契約保証 | ①履行保証保険の保険証券を提出する時期は、工事開始予定日前までとのことから、設計業務完了時(工事着手直前)に提出すれば足りるとの理解で宜しいでしょうか。②また、保証期間は設計期間を含まない建設期間のみで宜しいでしょうか。 | ①「契約日までに甲に提出する」と変更します。 ②保証期間は、設計・建設期間となります。 |
| 208 | 事業契約書 (案) | 第68条第1項 | 23 | 契約保証 | 整備費とは、様式集の様式11-2の総額、との理解でよろしいでしょうか。 | 整備費とは、事業契約書(案)別紙2、1(2)1)設計・建設業務に係る費用です。 |
| 209 | 事業契約書 (案) | 第68条第1項 | 23 | 契約保証 | 履行保証保険による保険金は第70条の解除に伴う違約金に充当されるという理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 210 | 事業契約書 (案) | 第69条第1項 | 23 | 契約期間 | 第58条に期限到来による終了の規定がありますが、第69条との関係はどのようになりますか。 | 第58条は運営期間、第69条は終了措置を含めた最終の事業終了日を含む期間です。 |
| 211 | 事業契約書 (案) | 第69条第1項 | 23 | 契約期間 | 本件は指定管理者の指定を行うものですので、事業契約が終了した際に同時に指定管理者の指定の取り消しされる必要がございますので、本契約が解除された場合、指定管理者の指定を取り消す。指定管理者の指定の取り消しがあった場合本契約を解除するといった規定を追記頂きたく存じます。 | 甲が本施設の引渡しを受けたことを停止条件として乙を指定管理者として指定すること、契約を解除した際は指定が取り消される旨追記します。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|----------------|----|------------------|--|--|
| 212 | 事業契約書 (案) | 第70条第1項 (6) | 24 | 工事完工日前 の契約の解除 | 著しい虚偽の記載だけでは基準が曖昧で著しく範囲が拡大される懸念がありますので、当該虚偽の記載によって本事業の継続が合理的に困難と認められる場合に限定願えませんでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 213 | 事業契約書 (案) | 第70条第1項 (7) | 24 | 工事完工日前 の契約の解除 | 重大な法令等の違反だけでは基準が曖昧で著しく範囲が拡大される懸念がありますので、当該違反によって本事業の継続が合理的に困難と認められる場合に限定願えませんでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 214 | 事業契約書 (案) | 第70条第2項 | 24 | 工事完成日前 の契約の解除 | ①契約解除に伴う違約金の支払いについては、貴市との合意により違約金が課されない場合があると読めますが、その理解で宜しいでしょうか。②また、具体には、どの様な場合には違約金が課されないのでしょうか。③また違約金が発生した場合、甲は第68条第1項に定める質権を行使せず、乙からの現金一括支払いを求めるといことでしょうか。 | ①そのとおりです。 ②違約金の支払いを請求することが相当でないと市が判断した場合となります。 ③質権の行使も含めて、支払時期・方法を協議します。 |
| 215 | 事業契約書 (案) | 第70条第3項 | 24 | 工事完工日前 の契約の解除 | 本項で定める本施設の出来高部分とは、別紙2, 1(2)1設計・建設業務に係る費用(整備費)に記載された費用明細に係る出来高部分という理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 216 | 事業契約書 (案) | 第70条第3項 | 24 | 工事完工日前 の契約の解除 | 「出来高」には、事前調査費、設計費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.162の回答を参照して下さい。 |
| 217 | 事業契約書 (案) | 第70条第4項 | 24 | 工事完工日前 の契約の解除 | 本項の手順として、まず始めに違約金債権に対して契約保証金又は履行保証保険による保険金を充当し、万が一、残余がある場合に貴市による相殺が実行されるとの理解でよろしいでしょうか。 仮に当該充当に先立って相殺が実行されると、事業者による保険金請求の原因債務が消滅し、保険金受領に疑義が生じると考えます。 | そのとおりです。 |
| 218 | 事業契約書 (案) | 第71条第1項 (2) | 24 | 工事完工日後 の契約の解除 | 著しい虚偽の記載だけでは基準が曖昧で著しく範囲が拡大される懸念がありますので、当該虚偽の記載によって本事業の継続が合理的に困難と認められる場合に限定願えませんでしょうか。 | 原案どおりとします。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|----------------|----|------------------|--|------------------------|
| 219 | 事業契約書 (案) | 第71条第1項 (6) | 25 | 工事完工日後 の契約の解除 | 重大な法令等の違反だけでは基準が曖昧で著しく範囲が拡大される懸念がありますので、当該違反によって本事業の継続が合理的に困難と認められる場合に限定願えませんか。 | 原案どおりとします。 |
| 220 | 事業契約書 (案) | 第71条第2項 | 25 | 工事完成日後 の契約の解除 | ①別紙14「整備割賦払金の償還表」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定の残存価格の10分の1に相当する違約金とありますが、本条第3項において貴市が事業者に支払う未払い整備費には割賦金利が含まれないことを鑑みると、本条第2項の残存価格は割賦金利を含まない金額(元本のみの残存価格)との理解で宜しいでしょうか。②更に、違約金には消費税及び地方消費税は加算されないとの理解で宜しいでしょうか。 | ①そのとおりです。 ②そのとおりです。 |
| 221 | 事業契約書 (案) | 第71条第2項 | 25 | 工事完工日後 の契約の解除 | ①違約金は、別紙14「整備割賦払金の償還表」に定める設計・建設業務にかかる費用支払予定の残存価格の10分の1に相当する額とありますが、残存価格とは別紙14のイメージとして提示された表の一番右側の項目である残額となりますか。②また残額とは元金という理解でよろしいでしょうか。 | No.222の回答を参照して下さい。 |
| 222 | 事業契約書 (案) | 第71条第2項 | 25 | 工事完工日後 の契約の解除 | 違約金は、別紙14「整備割賦払金の償還表」に定める設計・建設業務にかかる費用支払予定の残存価格の10分の1に相当する額とありますが、多くのPFI事例では年間の運営委託料に対して10分の1に相当する額を違約金としているかと思えます。事業者側としては、当該違約金相当額はローンによる調達ができなく、構成員自らによる出資額の増加やローンの拠出等が必要となり資金負担が大きくなるため、年間運営委託料の10分の1へ変更はできませんでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 223 | 事業契約書 (案) | 第71条第4項 | 25 | 工事完工日後 の契約の解除 | 本項の手順として、仮に貴市を被保険者とする履行保証保険を付保する場合、まず始めに違約金債権に対しては履行保証保険による保険金を充当し、万が一、残余がある場合に貴市による相殺が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 224 | 事業契約書 (案) | 第72条第3項 | 25 | 甲の債務不履行等による契約の解除 | 事業者が負担した費用または被った損害額には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------|----|------------------|---|--|
| 225 | 事業契約書 (案) | 第72条第3項 | 25 | 甲の債務不履行等による契約の解除 | 本件工事着手前に甲の債務不履行等を原因として契約が解除された場合の、甲から乙に支払われる「初期投資額のうち本契約の終了時まで乙が負担した費用」は、SPCの設立費用や金融機関へのフィー、各種アドバイザーへのフィーなども含む、あらゆる費用という理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 226 | 事業契約書 (案) | 第72条第4項 | 26 | 甲の債務不履行等による契約の解除 | 本件工事着手後で工事完工日前に、甲の債務不履行等を原因として契約が解除された場合の、甲から乙に支払われる「初期投資額のうち本契約の終了時まで乙が負担した費用」には、SPCの設立費用や金融機関へのフィー、各種アドバイザーへのフィーなど、あらゆる費用という理解でよろしいでしょうか。 | No.227の回答を参照して下さい。 |
| 227 | 事業契約書 (案) | 第72条第7項 | 26 | 甲の債務不履行による契約の解除 | 本項で定める損害賠償には、乙が被ったブレイクファンディングコストを含む金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 228 | 事業契約書 (案) | 第73条第1項 | 26 | 甲による任意解除 | 甲による任意解除となった場合は、SPCが金融機関等と締結した融資関連契約等の解除に伴い生じる各種手数料(ブレイクファンディングコスト、弁護士費用、権利設定解除に係る費用等、現に支払いが生じたものの一切)は、解除と同時に一括してお支払頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 支払方法は、工事着手前、工事着手後で工事完工前、工事完工後で異なります。支払いの時期・方法は市と事業者の協議となります。 |
| 229 | 事業契約書 (案) | 第73条第2項 | 26 | 甲による任意解除 | 本件工事着手前に、甲による任意解除が行われた場合の、甲から乙に支払われる「初期投資額のうち本契約の終了時まで乙が負担した費用」には、SPCの設立費用や金融機関へのフィー、各種アドバイザーへのフィーなど、あらゆる費用という理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 230 | 事業契約書 (案) | 第73条第2項 | 26 | 甲による任意解除 | 事業者が負担した費用または被った損害額には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです |
| 231 | 事業契約書 (案) | 第73条第3項 | 26 | 甲による任意解除 | 「出来高」には、事前調査費、設計費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が負担した費用または被った損害額には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 出来高についてはNo.162の回答を参照して下さい。事業者が負担した費用または被った損害額については、そのとおりです。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------|----|------------------|---|--|
| 232 | 事業契約書 (案) | 第73条第3項 | 26 | 甲による任意 解除 | 本件工事着手後で工事完工日前に、甲の債務不履行等を原因として契約が解除された場合の、甲から乙に支払われる「初期投資額のうち本契約の終了時まで乙が負担した費用」には、SPCの設立費用や金融機関へのフィー、各種アドバイザーへのフィーなど、あらゆる費用という理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 233 | 事業契約書 (案) | 第73条第6項 | 27 | 甲による任意 解除 | 本項で定める損害賠償には、乙が被ったブレイクファンディングコストを含む金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 234 | 事業契約書 (案) | 第75条第2項 | 27 | 協議及び追加 費用の負担 | 一般に、法令の公布日から施行日までには相当の日数を要するものであり、一定の期限を定めなければ、協議期間が長期化し、貴市及び事業者の双方に不利益が生じる可能性があると考えますが、いかがでしょうか。 | 原案のとおりとします。施行日までに対応することにより、双方に不利益はないと考えています。 |
| 235 | 事業契約書 (案) | 第76条第2項 | 27 | 法令変更による 契約の終了 | 「出来高」には、事前調査費、設計費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.162の回答を参照して下さい。 |
| 236 | 事業契約書 (案) | 第76条第2項 | 27 | 法令変更による 契約の終了 | 本項で定める本施設の出来高部分とは、別紙2, 1(2)1)設計・建設業務に係る費用(整備費)に記載された費用明細に係る出来高部分という理解でよろしいでしょうか。 | No.215の回答を参照して下さい。 |
| 237 | 事業契約書 (案) | 第76条第2項 | 27 | 法令変更による 契約の終了 | 法令変更による契約の終了の場合の出来高部分の買取の対象には、SPCの設立費用や金融機関へのフィー、各種アドバイザーへのフィーなど、あらゆる費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 238 | 事業契約書 (案) | 第76条第3項 | 28 | 法令変更による 契約の終了 | 本項に基づき一括でお支払いいただく場合、乙が被ったブレイクファンディングコストを含む金融費用は甲にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|-----------------|-------|--------------------------|---|--|
| 239 | 事業契約書 (案) | 第79条第2項、 第3項 | 28 | 不可抗力 協 議及び追加費 用の負担 | 2項には ①「補修工事等についての合意が成立しない場合は、甲が不可 抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従 い本事業を継続する義務を負うものとする。」とありますが、こ こでいう「本事業を継続する」とは79条3項に従い支払われる 補修工事費用によって補修工事を実施するという理解で宜し いでしょうか。 ②また、補修工事以外に「本事業を継続する」ために必要な 費用については、同じく79条3項により支払われる、という事 でしょうか。 | ①補修工事等の措置の有無を含め、本事業を継 続する義務を負うということです。 ②市が合理的な範囲で負担します。ただし、事業 者が善良なる管理者の義務を怠ったことによって 対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大し た場合には、かかる増加分は事業者の負担として います。 |
| 240 | 事業契約書 (案) | 第79条第3項 | 28,29 | 不可抗力 | 不可抗力の発生に伴い本施設の補修工事等の措置に係る 費用が発生した場合、又はその他の損害が事業者が生じた 場合には、係る措置の費用及び損害は貴市が負担するとの 記載と、事業者が善良なる管理者の義務を怠りこれによっ て対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大した場合は 事業者が負担するとの記載があることから、その線引きの基 準が曖昧かと思料します。 原則として不可抗力に掛かる費用は全て貴市負担としつ つも、対応措置に要する費用並びに損害の拡大が事業者の責 めに帰すと貴市が合理的に示した場合のみ、事業者負担と の理解で宜しいでしょうか。なお、PFI事業の多くが、不可抗 力に伴い生じる追加費用の負担割合を予め定めているケー スが多いと思料しますが、本件ではその様な設定をしていない 理由をご教示頂けると幸甚です。 | 不可抗力によって補修工事等の費用が発生し、事 業者に損害が生じた場合には、市が合理的な範囲 で負担するとしています。事業者が善良なる管理 者の義務を怠ったことによって対応措置に要する 費用が増大し又は損害が拡大した場合には、かか る増加分は事業者の負担としています。 不可抗力である場合、それに伴い生じる費用又は 損害額が想定できないため、負担割合を予め設定 することは困難であると考えています。 |
| 241 | 事業契約書 (案) | 第79条第4項 | 29 | 協議及び追加 費用の負担 | 「必要額」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理 解でよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 242 | 事業契約書 (案) | 第80条第2項 | 29 | 不可抗力によ る契約の終了 | 「出来高」には、事前調査費、設計費、建設費、工事監理費、 会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要で あった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.162の回答を参照して下さい。 |
| 243 | 事業契約書 (案) | 第80条第2項 | 29 | 不可抗力によ る契約の終了 | 本項で定める本施設の出来高部分とは、別紙2、1(2)1)設 計・建設業務に係る費用(整備費)に記載された費用明細に 係る出来高部分という理解でよろしいでしょうか。 | No.215の回答を参照して下さい。 |
| 244 | 事業契約書 (案) | 第80条第2項 | 29 | 不可抗力によ る契約の終了 | 不可抗力による契約の終了の場合の出来高部分の買取の 対象には、SPCの設立費用や金融機関へのフィー、各種アド バイザーへのフィーなど、あらゆる費用が含まれるという理解 でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|------------------|-----------|----------------|---|---|
| 245 | 事業契約書 (案) | 第80条第3項 | 29 | 不可抗力による契約の終了 | 本項に基づき一括でお支払いいただく場合、乙が被ったブレイクファンディングコストを含む金融費用は甲にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲内での損害額を支払います。 |
| 246 | 事業契約書 (案) | 第89条 | 31 | 著作権 | 提案書については、PFI事業を実施する上での提案ノウハウが集積されていることから、事業者事前に通知することなく利用されることはご容赦頂きたく、「事前の了解を得るものとする」に修正頂きたく存じます。 | 原案どおりとします。 |
| 247 | 事業契約書 (案) | 別紙2 | 別紙 2-1 | 整備・運営委託料の支払い方法 | 建設一時金の備考欄に「物価変動による改定あり」と記載されていますが、具体的な改定方法をご教示下さい。一般的な公共約款に基づく、いわゆる全体スライド、単品スライド、スーパーインフレは最低限適用されるという理解でよろしいでしょうか。 | No.202の回答を参照して下さい。 |
| 248 | 事業契約書 (案) | 別紙2 1. (2)2) | 別紙 2-2 | 建設一時払金 | ①建設一時払金はいつごろ確定しますでしょうか。 ②また、建設一時払金の変動により事業者の資金調達額に変動が生じた場合、合理的な範囲で金融費用を貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 国庫補助金の交付決定額は事業者がコントロールできるものではないことから、当該金額の変動リスクは事業契約における適切なリスク分担の観点から貴市に負担いただくべきと考えます。 | ①契約時に確定します。 ②契約後における補助金の交付決定額による変動分は市が負担するため、事業者の資金調達額に変動はありません。 |
| 249 | 事業契約書 (案) | 別紙2 1. (2)3)② | 別紙 2-2 | 整備割賦払金 | 整備割賦払金の基準金利について、当該金利がマイナス表示となった場合はマイナスとならない(ゼロである)旨を記載いただけませんか。 一般的に、事業者のキャッシュフロー上、割賦スプレッドと資金調達コスト(ローンスプレッド)のスプレッド差で生じた内部留保によって、各種費用(監査・税務費用、支払保険料等)などを賄うため、基準金利がマイナスとなった場合には、スプレッド差がなくなり、当該費用を賄うことができず、事業者による安定的な事業運営に重大な支障が生じるものと考えます。 | 原案どおりとします。 |
| 250 | 事業契約書 (案) | 別紙9 2. (1) | 別紙 9-2 | (1)財務状況モニタリング | 「計算書類は、公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに提出」とありますが、会社法上の大会社に該当しないSPCを設立した場合は、公認会計士又は監査法人による任意監査に基づく監査報告書を提出することで問題ございませんでしょうか。 | 任意監査に基づく監査報告書を提出いただきます。 |

| | | | | | | |
|-----|----------------------|------|--------------------------|------------------------|--|--|
| 251 | 事業契約書 (案) | 別紙13 | 別紙 13-1 | 整備・運営委託 料の改定 | 「1. 整備割賦払金の改定」と記載されていますが、整備割賦 払金の具体的な改定方法をご教示下さい。 | 整備割賦払金の改定は想定できませんので、「1. 整備割賦払金の改定」の項目は削除します。 別紙13を訂正します。 |
| 252 | 事業契約書 (案)、様式 集 | 別紙14 | 別紙 14-1 様式 11-5 | 整備割賦払金 の償還表 | ①様式イメージで償還表を作成した場合、 割賦金利の売上計上金額は表の数字とは整合しないため (損益計算書上の割賦金利売上は発生ベースで計上)、 それぞれの支払時期の表記に加えて 第1回 平成32年12月～平成33年2月 第2回 平成33年 3月～平成33年5月 ・・・ 第40回 平成42年 9月～平成42年11月 という期間計算標記を追記する方法でも宜しいでしょうか。 ②(また、円単位レベルで各回の金額が同額とならない場合 は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(分 割して履行すべき金額の計算)に基づき初回の支払額で調整 しても宜しいでしょうか。 ③また、事業契約書(案)別紙14-1では年度が縦軸標記と なっている一方で、様式集11-5では年度が横軸標記となっ ており統一されていませんが、特に指定が無ければそれぞれの 記載に倣って作成(統一しない)することで宜しいでしょうか。 | ①No51の回答を参照して下さい。 ②初回の支払額で調整することとします。 ③現様式に沿って作成して下さい。 |
| 253 | 事業契約書 (案) | 別紙15 | 別紙 15-1 | 法令変更の場 合の費用分担 規定 | 表中に、「上記記載の法令以外の法令変更の場合」は事業者 が100%負担となっておりますが、事業者にとって過度な負担 となるものは協議とさせて頂きたく存じます。 | 原案どおりとします。 |
| 254 | 事業契約書 (案) | 別紙16 | 別紙 16-1 | 乙が付保する 保険 | 建設期間中の保険として、(1)土木工事保険(2)建設工事保険 (3)組立保険の3つを併記されているのは、それぞれ分けて付 保せよ(3つ付保)との趣旨でしょうか。或いは、それぞれ分け て付保することは要せず適正な補償となる様に保険を選択し て付保する事も可能ということでしょうか。(例:組立保険のみ 付保。土木工事保険と建設工事保険の2つで付保など) | それぞれ分けて付保することは要せず適正な補償 となる様に保険を選択して付保する事も可能です。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|------|------------|--------------|--|---|
| 255 | 事業契約書 (案) | 別紙16 | 別紙 16-1 | 乙が付保する 保険 | <p>①事業者が付保する保険として、「プラント部分に関する保険」と「火災保険」の記載がございますが、本件はBTO方式であることから、貴市の所有物に事業者が保険料をお支払いしてまで付保することとした理由についてご教示願います。(保険金の帰属先は事業者ではなく貴市ですので、事業者が付保する必要性は無いと思われそうですがいかがでしょうか。②また、貴市が自ら共済保険等を付保されることはないのでしょうか。重複契約になることはございませんでしょうか。事業者が付保する場合、入札金額が同額増えることに繋がります。)③また、「プラント部分に関する保険」とは、具体的にプラントの何に対してどのような補償をする保険を意図されているのかご教示下さい。</p> | <p>①管理者としての損害賠償責務を担保するための保険加入義務付けです。 ②市で市有物件災害共済会の建物総合損害共済保険を付保します。ただし、事業者の責めに帰す場合に使用できません。 ③水処理施設等の故障等による損害に対する補償です。</p> |
| 256 | 事業契約書 (案) | 別紙16 | 別紙 16-1 | 乙が付保する 保険 | <p>運営・維持管理時の保険につきまして、(2)プラント部分に関する保険、との記載がございますが、具体的にはどのような保険を求めていますでしょうか。</p> | <p>水処理施設等の故障等による損害に対する保険・補償です。</p> |